

開発許可制度に関する

# 京都市開発技術基準

京都市都市計画局都市景観部開発指導課

改正に当たって

昭和46年12月、本市において都市計画法に基づく開発許可制度が発足し、その運用に当たっては、「京都市開発技術基準」に基づき、必要な技術指導をして参りました。

この「京都市開発技術基準」は、適宜改正を進めて参りましたが、平成17年10月に「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」を策定したこと及び平成19年12月に「宅地防災マニュアルの解説（第二次改訂版）」が発行されたこと等に伴い、平成21年3月に全面的な見直しを行いました。今回の改正では、造成計画に関する基準について、「盛土規制法に基づく許可制度の手引」に定める基準を準用する規定整備を行っています。

なお、この技術基準に示されていない事項につきましては、巻末に記載されている他の技術的指針等を参考にして計画していただくようお願いいたします。

京都市都市計画局都市景観部開発指導課

この基準において、以下のように省略する。

都市計画法 …………… 「法」

都市計画法施行令 …………… 「令」

都市計画法施行規則 …… 「規則」

注 S I（国際単位系）の導入に伴い単位を改正していますが、一部従来単位を使用している箇所があります。

## 目 次

第 1 章	造成計画に必要な調査	1
第 1 条	(造成計画に必要な調査)	1
第 2 章	道路	2
第 2 条	(道路の配置)	2
第 3 条	(開発区域内及び敷地が接する道路の幅員 令第 25 条第 2 号)	2
第 4 条	(開発区域外の接続道路の幅員 令第 25 条第 4 号)	3
第 5 条	(階段状道路の原則的禁止)	3
第 6 条	(行き止まり道路の原則的禁止)	3
第 7 条	(歩道の設置)	4
第 3 章	道路の構造基準	4
第 8 条	(設計)	4
第 9 条	(道路の幅員構成)	4
第 10 条	(平面線形)	4
第 11 条	(縦断線形)	4
第 12 条	(交差)	5
第 13 条	(横断こう配)	6
第 14 条	(側溝等の整備)	7
第 15 条	(側溝の構造)	7
第 16 条	(舗装の構造)	10
第 17 条	(歩道の切下げ等)	11
第 18 条	(橋りょう)	12
第 19 条	(道路の構築物)	12
第 20 条	(道路照明施設)	12
第 21 条	(道路標識等)	12
第 22 条	(材料)	12
第 23 条	(道路の境界)	12
第 24 条	(道路の占用物件)	12
第 4 章	転回広場と避難通路	13
第 25 条	(転回広場及び避難通路の設置)	13
第 26 条	(転回広場の幅員)	14
第 27 条	(転回広場の形状)	14
第 28 条	(転回広場の構造等)	15
第 29 条	(避難通路の配置)	15
第 30 条	(避難通路の幅員)	15

第 31 条 (避難通路の構造等)	15
第 5 章 公園	16
第 32 条 (公園の立地基準)	16
第 33 条 (公園の配置)	16
第 34 条 (公園の規模)	16
第 35 条 (公園の面積)	17
第 36 条 (敷地の形状等)	17
第 37 条 (公園の施設)	17
第 38 条 (公園の境界)	18
第 39 条 (公園施設以外の施設)	18
第 40 条 (公園出入口の道路施設)	18
第 6 章 排水施設等	19
第 41 条 (区域外排水施設との接続)	19
第 42 条 (汚水の処理等)	19
第 7 章 排水施設等の構造基準の原則	20
第 43 条 (設計及び構造)	20
第 44 条 (計画雨水量)	20
第 45 条 (計画汚水量)	24
第 46 条 (工場排水等の計画流出量)	24
第 47 条 (排水施設等の流下量)	24
第 48 条 (排水施設等の流速及びこう配)	25
第 49 条 (マンホール等の設置)	25
第 50 条 (吐き口)	27
第 51 条 (排水施設等の断面)	27
第 52 条 (排水施設等の最小断面)	28
第 53 条 (管きよの接合)	28
第 54 条 (管きよの埋設の深さ及び位置)	28
第 55 条 (排水施設等の管理用通路)	29
第 56 条 (材料)	30
第 57 条 (河川及び水路等の境界)	30
第 8 章 雨水流出抑制施設 (浸透施設・貯留施設)	30
第 58 条 (計画・設計)	30
第 59 条 (貯留施設の洪水調節方式)	31
第 60 条 (洪水のピーク流量等の算定方法)	31
第 61 条 (計画対象降雨)	31

第 6 2 条	(許容放流量の算定方法)	3 2
第 6 3 条	(必要対策量の算定)	3 3
第 6 4 条	(設計堆積土砂量)	3 3
第 6 5 条	(ダム形式調整池の構造基準)	3 4
第 6 6 条	(掘込式、地下式調整池等の構造基準)	3 4
第 6 7 条	(駐車場等を利用する貯留施設の構造基準)	3 4
第 6 8 条	(その他協議)	3 5
第 9 章	消防施設	3 9
第 6 9 条	(消防水利の配置)	3 9
第 7 0 条	(消防水利の能力等)	3 9
第 7 1 条	(消防水利の構造等)	3 9
第 7 2 条	(その他協議)	3 9
第 1 0 章	給水施設	4 0
第 7 3 条	(給水施設の設置基準)	4 0
第 1 1 章	公益的施設	4 1
第 7 4 条	(公益的施設の設置基準)	4 1
第 7 5 条	(公益的施設の配置及び規模)	4 1
第 1 2 章	造成計画	4 2
第 7 6 条	(従前のがけ面の保護)	4 2
第 1 3 章	環境の保全等	4 4
第 7 7 条	(樹木等の保存)	4 4
第 7 8 条	(表土の保全等)	4 4
第 7 9 条	(緩衝帯の設置)	4 4
第 1 4 章	その他	4 5
第 8 0 条	(コンクリートの種別)	4 5
第 8 1 条	(この基準以外の適用基準等)	4 6

# 第 1 章 造成計画に必要な調査

(造成計画に必要な調査)

第1条 開発事業の実施に当たっては、開発事業区域の気象、地質構造、土質、地形、環境、土地利用状況等必要な調査を行い、開発事業区域（必要に応じてその周辺区域を含む。）の状況を十分に把握しなければならない。

2 前項により調査すべき事項のうち、主なものは、以下のとおりである。

(1) 基本的な調査事項

- ア 地質、地盤の調査、土地利用状況、既設がけ面の崩壊の危険性等の現場調査、土質調査、流末放流先の調査及び過去の災害状況調査
- イ 埋蔵文化財等の調査
- ウ 地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域、浸水被害防止区域等、災害の発生する危険のある区域の調査
- エ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域、風致地区の調査
- オ 市街化区域、市街化調整区域の地域区分、用途地域等の確認
- カ 道路、河川等の都市計画施設の区域、市街地開発事業の施行区域及び土地区画整理事業の施行地区の調査
- キ 農地法、森林法、河川法、砂防法、国土利用計画法関係についての調査
- ク 建築基準法関係についての調査
- ケ 自然公園区域の調査

(2) 公共施設に関する調査事項

- ア 道路（国道、府道、市道、里道等）の位置、幅員、形状及び利用状況等の調査
- イ 公園の位置、規模等の調査
- ウ 排水施設（下水、河川、水路等）の位置、規模、構造及び能力の調査
- エ 道路、河川、水路等の境界明示
- オ 給水施設の位置、規模及び能力についての調査
- カ 消火栓及び貯水施設の調査

## 第 2 章 道路

(道路の配置)

第 2 条 道路の配置は、次表に掲げる配置間隔を標準とする。

道路の区分	配置間隔	備 考
幹線道路 (幅員20m以上)	500m以上	自動車の通行量が特に著しく開発区域外との交通の集約的役割を有する道路
地区幹線道路 (幅員16m以上)	350～700m	開発区域内の骨格となる道路
補助幹線道路 (幅員12m以上)	250～500m	地区幹線道路の枝線となる道路
区画道路 (幅員6m以上)	開発区域内の住区、街区の構成に応じて、すべての敷地に接するよう配置すること。	開発区域内の区画構成の基本となる道路
細街路その他 (幅員6m未満)		開発区域内の小区間で主として歩行者の専用となる道路

- 2 開発区域内又はこれに隣接して河川、排水幹線、鉄道、自動車専用道路等がある場合は、原則として、それに接して幅員 6メートル以上の道路を設けなければならない。ただし、車両の通行上支障がない場合についてはこの限りではない。

(開発区域内及び敷地が接する道路の幅員 令第 25 条第 2 号)

第 3 条 開発区域内の道路の最小幅員は、開発区域の規模に従い、原則として、次表に掲げるもの以上としなければならない。

種別	開発区域の面積	道路幅員	
		主要な道路	敷地が接する道路
住 宅 地	3ha未満	6m	
	3ha以上15ha未満	9m	6m
	15ha以上	12m	6m
住宅地以外	0.1ha未満	6m	
	0.1ha以上3ha未満	9m	
	3ha以上	12m	9m

- 2 開発区域内の敷地が既存道路に接するとき、その敷地が接することとなる道路の幅員は、原則として、次表に掲げるもの以上としなければならない。

なお、敷地が接することとなる道路とは、既存道路のうち敷地が接する範囲から幅員 12メートル以上の道路までの経路全てのことをいう。

種 別		敷地が接することとなる道路	
		敷地が接する範囲	敷地が接する範囲外
住宅の敷地	戸数100戸未満	6m	6m(小区間で通行上支障がない場合は4m)
	戸数100戸以上		6m
住宅以外の敷地	敷地※面積0.1ha未満	6m	6m(小区間で通行上支障がない場合は4m)
	敷地※面積0.1ha以上	9m	9m(小区間で通行上支障がない場合は6m)

※一例として、以下の図で示すケースのように、別敷地であっても一体的に利用する場合は、開発区域全体を一の敷地として判断します。



- 前2項の規定にかかわらず、開発区域内に都市計画道路がある場合は、そのつど定める。
- 第1項及び第2項の敷地が接する範囲の道路で、路肩にガードレール等の設置が必要な場合(既に設置されているものを含む。)は、ガードレール等の内側で表の幅員を確保しなければならない。

(開発区域外の接続道路の幅員 令第25条第4号)

第4条 開発区域内の主要な道路が接続することとなる開発区域外の道路の幅員は、原則として、次表に掲げるもの以上としなければならない。

なお、主要な道路が接続することとなる開発区域外の道路とは、(既存道路のうち)開発区域が接する範囲から幅員12メートル以上の道路までの経路全てのことをいう。

種 別	道路の幅員	摘 要
住宅の敷地	6.5m	開発区域の規模及び区域の周辺の道路状況により、車両の通行上支障がなく、かつ、市長が適当と認めたときは、この限りではない。
住宅以外の敷地	9.0m	

(階段状道路の原則的禁止)

第5条 道路は階段状としてはならない。ただし、歩行者専用通路等で通行の安全上支障がない場合は、この限りでない。

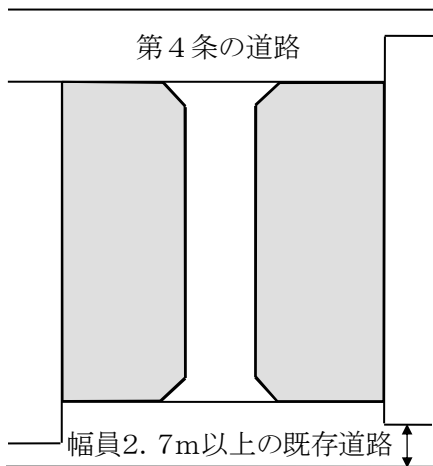
(行き止まり道路の原則的禁止)

第6条 道路は行き止まり道路としてはならず、2.7メートル（0.1ヘクタール以上の住宅地以外での開発行為にあっては、4メートル）以上の幅員の道路に通り返なければならない。

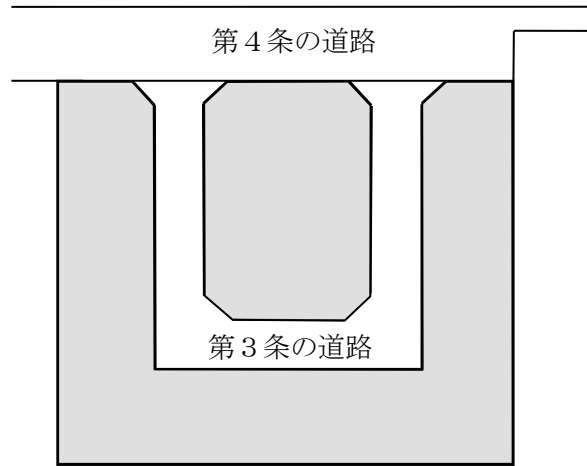
2 開発区域内に道路を設ける場合は、原則として、開発区域外の道路と2本以上接続（図1参照）するよう、道路を適切に配置しなければならない。ただし、開発区域が2本以上の既存道路に接していない場合等、2本以上の開発区域外の道路への接続が困難な場合、視距が確保できる安全な間隔で、2箇所以上の接続（図2参照）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等消防活動上、避難上及び車両の通行上支障がない場合は、袋路状とすることができる。ただし、開発区域の面積が0.5ヘクタール以上の開発行為にあっては、開発区域の形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難である等、やむを得ない特段の理由があるときに限る。

(図1)



(図2)



(歩道の設置)

第7条 開発区域内の道路のうち、幅員が9メートル以上のものについては、歩道を設置しなければならない。

2 歩道の幅員は、次表に掲げるもの以上としなければならない。

歩道の種別	歩道の幅員
路上施設を設けない歩道	2.0m
並木又は植樹ますを設ける歩道	3.5m
並木以外の路上施設を設ける場合	2.5m

### 第3章 道路の構造基準

(設計)

第8条 道路は、この基準に定めるもののほか、道路構造令等に基づき設計しなければならない。

(道路の幅員構成)

第9条 道路の幅員は、設置する道路の区分により、車道、中央帯、停車帯、路肩、歩道等により構成するものとする。

2 幅員の決定は、幅員構成要素の規定値によることを基本とする。

(平面線形)

第10条 道路が屈曲する箇所は、通行が滑らかになるような線形を確保するものとする。

2 曲線間には、適切な長さの緩和区間及び直線区間を設けるものとする。

(縦断線形)

第11条 道路の縦断こう配は、9パーセント（地区幹線以上となる道路にあっては、7パーセント）以下としなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、小区間に限り、12パーセント以下とすることができる。

2 道路の縦断こう配の変化点には、必要な縦断曲線を設けなければならない。

3 平面線形が小半径の区間では、縦断こう配を変化させてはならない。

4 道路の縦断線形は、小区間で2以上のこう配変化をさせてはならない。

5 道路の交差及び屈曲部分は、原則として水平にしなければならない。

6 交差点には、原則としてこう配が2.5パーセント以下、延長が6メートル以上のすり付け区間を設置しなければならない。

7 凸型縦断曲線の頂部には、原則として交差点を設けてはならない。

8 開発区域内の自転車歩行者道、歩道等の縦断こう配は、5パーセント以下としなければならない。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合に限り、縦断こう配を8パーセント以下とすることができる。

9 第1項から前項までの規定については、開発区域外の道路には適用されない。

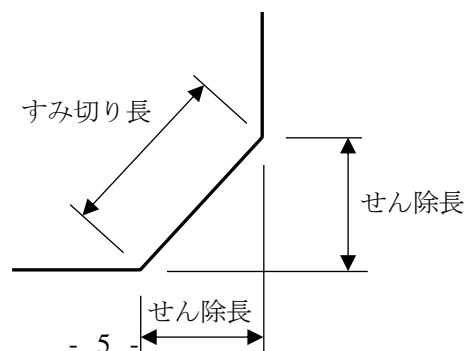
(交差)

第12条 道路の交差箇所は、道路の区分に応じて適切な間隔を取らなければならない。

2 道路の平面交差は、直角又は直角に近い角度としなければならない。

3 道路の平面交差部には、道路の幅員に応じ、おおむね次表に掲げる長さ（せん除長）を一辺とするすみ切り（図）を設けなければならない。その場合のすみ切りの長さ（すみ切り長）は、 $\sqrt{(\text{次表の数値})^2 \times 2}$  以上確保するものとする。

(図)



(せん除長)

(単位 m)

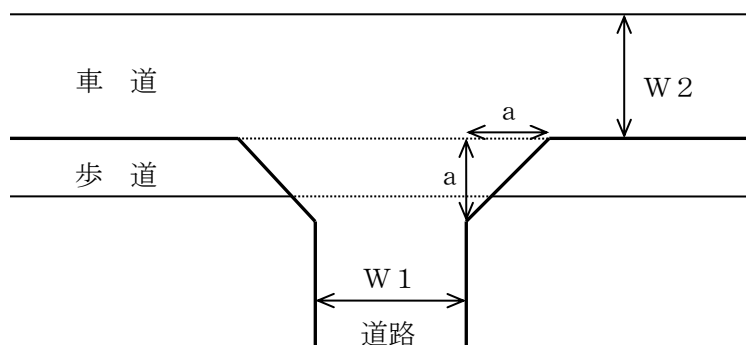
道路の幅員	4m以上 6m未満	6m以上 9m未満	9m以上 12m未満	12m以上 16m未満	16m以上
4m以上 6m未満	2	3	3	3	3
6m以上 9m未満	3	3	4	5	5
9m以上12m未満	3	4	5	5	6
12m以上16m未満	3	5	5	6	6
16m以上	3	5	6	6	8

- 注1 新設する道路の交差角度が135度以上の場合又は既存の道路の交差角度が120度以上の場合は、すみ切りを設けないことができる。
- 2 曲線状の道路又は交通量が多い道路におけるすみ切りについては、そのつど定める。
- 3 宅地の形状から両側にすみ切りを設けることが困難であるときは、上表の1.5倍以上となるせん除長のすみ切りを片側にのみ設けることができる。
- 4 道路の幅員が2.7m以上4m未満の場合についても、すみ切りを整備するものとし、この場合のせん除長は2mとする。
- 4 交差することとなる道路の脚数は、4以下とし、相対する道路が食い違いを生じないように配置しなければならない。
- 5 接続先道路との取付部には、接続先道路の交通量、幅員、地形の状況等を考慮し、必要と認められるときは、適切な長さの屈折車線を設けなければならない。
- 6 前項の屈折車線の幅員は、3メートルを標準とし、必要な車線長を確保するものとする。

[参考図] 歩道のある場合のすみ切りの取り方について

W1、W2：せん除長を考慮するための道路の幅員

a：必要なせん除長（必要なせん除長が歩道の幅員よりも小さい場合は、aは歩道の幅員とする。）



(横断こう配)

第13条 道路の横断こう配は、次表に掲げる数値を標準とする。ただし、車道に片こう配を付する場合は、この限りでない。

横断面構成要素	こ う 配
車道 (アスファルト舗装、セメント・コンクリート舗装)	1.5～2.0%
歩道、自転車道又は自転車歩行車道	2.0%
歩道 (透水性舗装の場合)	1.0%
歩道の状況などによりやむを得ない場合	2.0%以下

2 道路の曲線部には、原則として、その曲線半径に応じた片こう配を付さなければならない。

(側溝等の設置)

第14条 道路には、側溝、街きよ、ますその他必要な排水施設等を設置しなければならない。

2 側溝及び横断溝には溝蓋(現場打ちコンクリート蓋を含む。)を設置し、ます等にはボルト等で連結される受枠付グレーチング蓋を設置しなければならない。

3 側溝には、原則としておおむね10メートルごとに嵩上げグレーチングを設置しなければならない。ただし、道路を横断する箇所にあたる時はこの限りではない。

4 グレーチング蓋は、ノンスリップタイプ(T-25)を標準とし、歩道等には細目タイプを使用するものとする。

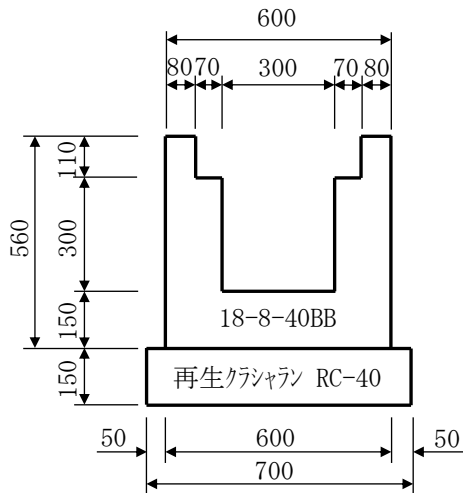
5 前4項の規定にかかわらず、公共施設管理者から別に指示があるときは、その指示に従わなければならない。

(側溝の構造)

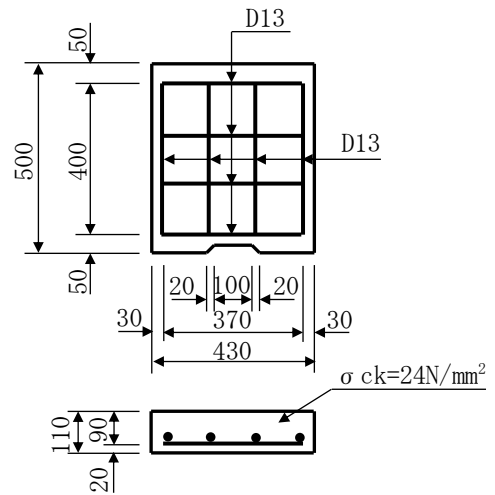
第15条 道路側溝、道路横断溝、道路側溝蓋及び道路横断溝床版の構造については、次の図を標準とする。この場合において、主鉄筋の配筋間隔は100ミリメートルを超えてはならない。

単位：mm

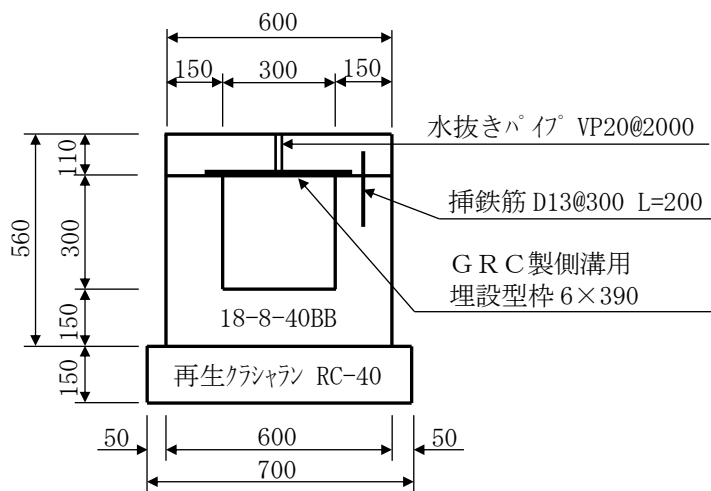
道路側溝



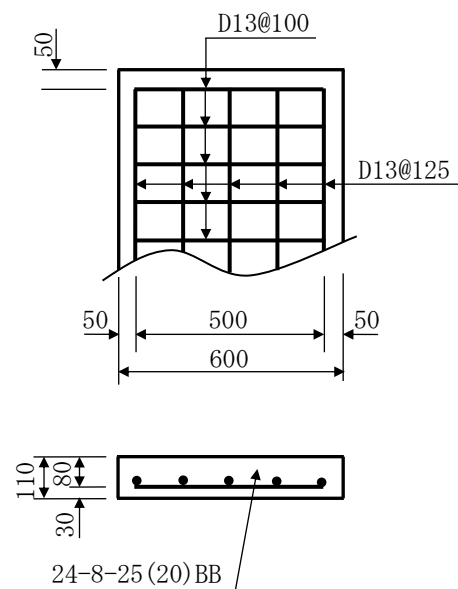
道路側溝蓋 (二次製品)



道路横断溝

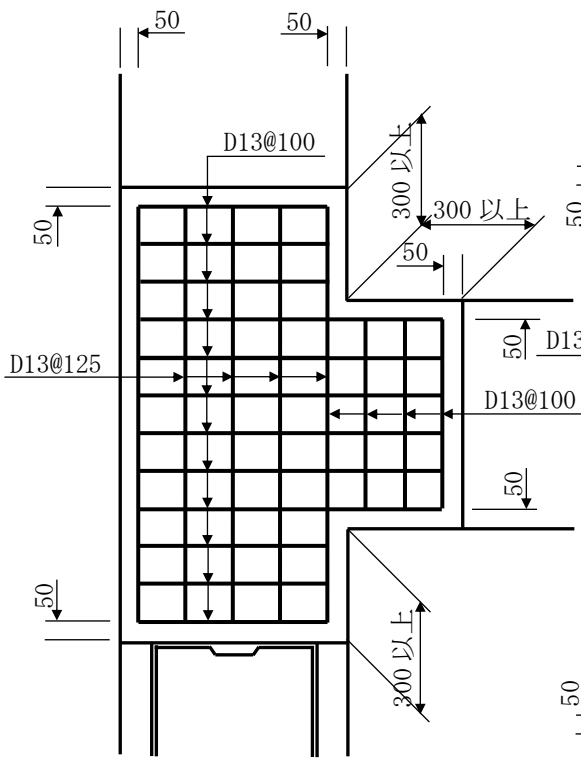


道路横断溝床版

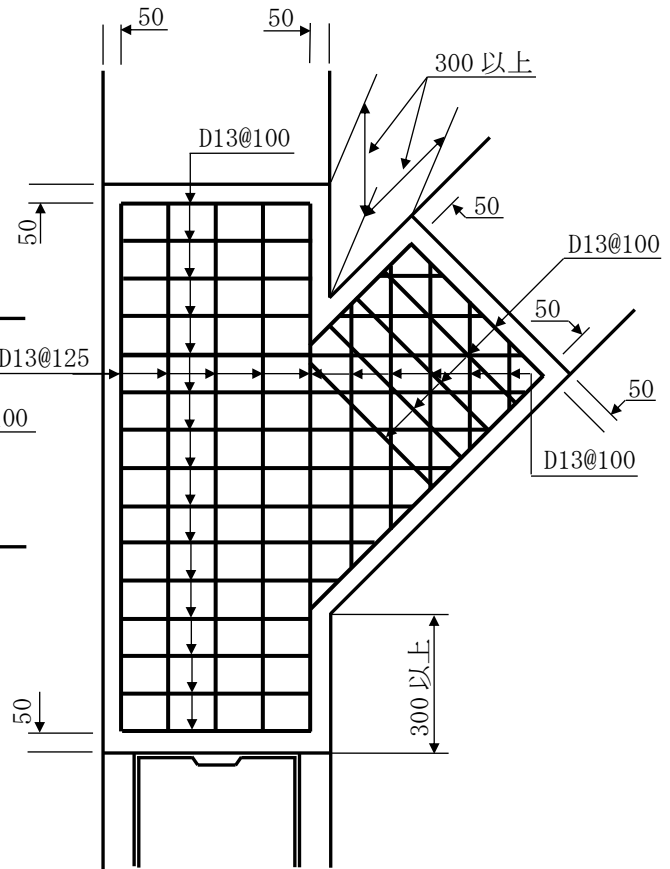


注 水抜きパイプの設置については、施設管理者と協議すること。

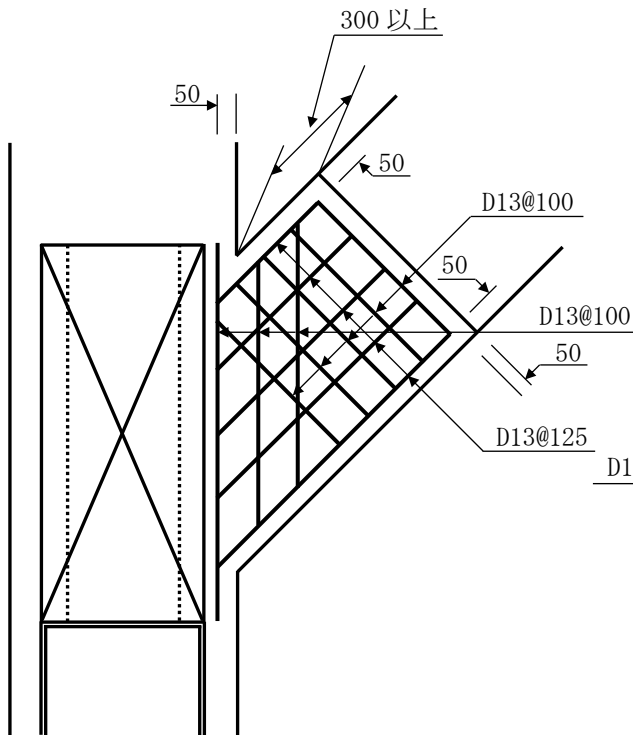
側溝蓋現場打詳細図(T字型部)



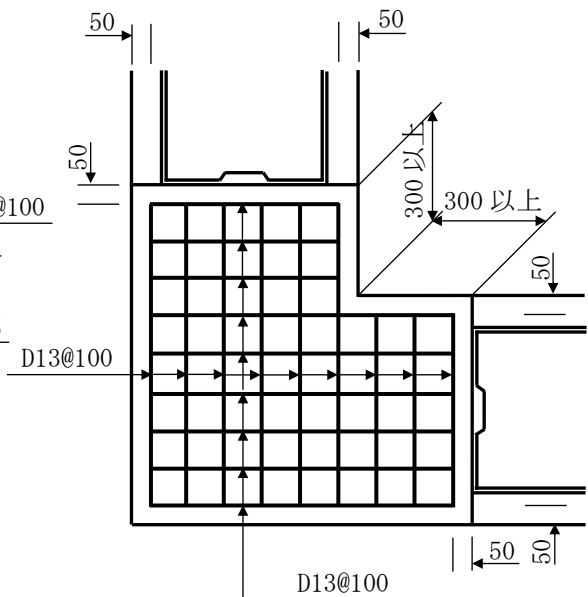
側溝蓋現場打詳細図(鋭角部)



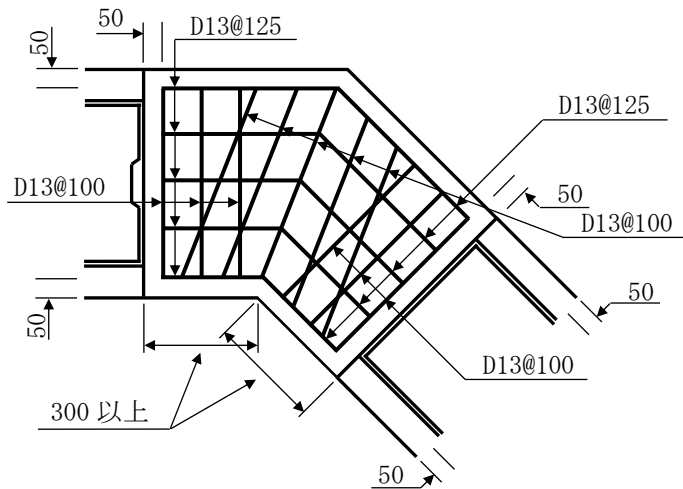
側溝蓋現場打詳細図(グレーチング取付部)



側溝蓋現場打詳細図(直角部)



側溝蓋現場打詳細図(屈曲部)



- 注1 おおむね20メートルごとに伸縮目地を設けること。  
 2 コンクリート二次製品の採用に当たっては、製造仕様書、検査仕様書の写しのほか、設計条件等の書類を提出すること。  
 3 既設側溝との取り合い部等で断面確保ができない場合には、水路管理者の指示によること。

2 前項の規定にかかわらず、公共施設管理者から別に指示があるときは、その指示に従わなければならない。

(舗装の構造)

第16条 道路の路面舗装はアスファルト舗装を原則とし、アスファルト舗装要綱等に基づき設計しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、舗装構成について、石張舗装又は透水性舗装を採用するときその他道路管理者から別に指示があるときは、その指示に従わなければならない。

3 車道の路面舗装は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) アスファルト舗装の等値換算合計厚 (TA') は、路床土の設計CBRにより、次表に掲げる数値以上とする。

(単位 cm)

道路の区分	設計CBR 3	設計CBR 4	設計CBR 6	設計CBR 8	設計CBR 12
幹線道路	26	24	21	19	17
地区幹線道路	19	18	16	14	13
補助幹線道路	15	14	12	11	11
区画道路	15	14	12	11	11

注 路床土の設計CBRは、路床面より50センチメートル以上の深さの乱した土により測定したものをいう。

(2) 前号の表によるアスファルト舗装構成は、次表に掲げる数値を標準とする。

(単位 c m)

舗装断面		地区幹線道路			補助幹線道路			区画道路		
		設計 CBR3	設計 CBR4	設計 CBR6	設計 CBR3	設計 CBR4	設計 CBR6	設計 CBR3	設計 CBR4	設計 CBR6
表層	再生密粒度 アスファルト混合物	4			4			4		
基層	再生粗粒度 アスファルト混合物	6			6			5		
上層 路盤	再生粒度調整碎石 (修正CBR $\geq$ 80)	15	10	10	10	10	15	10	10	15
下層 路盤	再生クラッシュラン (修正CBR $\geq$ 30)	20	20	15	15	10	—	15	10	—

注1 幹線道路の舗装構成は、そのつど定める。

2 路床土の設計CBRが7以上の場合は、そのつど定める。

3 路床土の設計CBRが3未満の場合は、砂等により路床土の改良等を図らなければならない。

4 縦断こう配が急な場合は、ギャップアスファルト混合物等の施工を指示することがある。

5 舗装材については、再生材を使用することを原則とする。

4 車道の縦断こう配が急な区間その他必要と認められる区間では、道路の路面舗装は、セメント・コンクリート舗装とすることができる。この場合において、セメント・コンクリート舗装の舗装厚及び構造は、セメント・コンクリート舗装要綱によらなければならない。

5 歩道の舗装構成は、次表に掲げる数値を標準としなければならない。

舗装の種類別	路床	路盤又は基層	表層
コンクリート ブロック舗装	設計CBR 5 以上	再生クラッシュラン t=10cm 砂又は空練モルタル t=3cm	平板ブロック、インター ロッキングブロック等
コンクリート 舗装	設計CBR 5 以上	再生クラッシュラン t=10cm	コンクリート t=7cm
アスファルト 舗装	設計CBR 5 以上	再生クラッシュラン t=10cm	再生細粒度アスファルト 混合物 t=3~4cm

注 インターロッキングブロック舗装をする場合は、透水性インターロッキングブロックの使用を標準とし、フィルター層、路盤、透水シート及びクッション砂を施工するものとする。

6 開発行為に関する工事等により在来舗装道を掘削する場合は、京都市建設局道路掘削及び路面復旧工事標準仕様書等の規定により路面を復旧しなければならない。

(歩道の切下げ等)

第17条 歩道に車両の乗り入れ施設を設ける場合は、車両乗入施設設置承認基準等によらなければならない。

(橋りょう)

第18条 橋りょうは、その設計に用いる自動車荷重を245キロニュートン(25トン)とし、安全な通行を確保できる構造としなければならない。

(道路の構築物)

第19条 道路を築造する場合は、コンクリート、鉄筋コンクリート、練石積等の構築物で擁護し、その構築物は道路用地内に設置しなければならない。

2 練石積の場合は、輪荷重の影響を受けない位置に設置しなければならない。

3 道路と道路に接する敷地の高低差が50センチメートルを超えるときは、側溝等を擁壁構造としなければならない。

4 道路と道路に接する敷地の高低差が1メートルを超えるときは、転落防止機能を有するガードレールを設置しなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、道路管理者から別に指示があるときは、その指示に従わなければならない。

(道路照明施設)

第20条 自動車の走行及び歩行者の安全のために必要とされる箇所には、道路照明施設を設置しなければならない。

2 道路照明施設の構造は、道路照明施設設置基準及び本市の設置基準によるものとする。

3 道路照明施設の設置位置は、関係する管理者との協議により定めるものとする。

(道路標識等)

第21条 道路標識、区画線等を設ける場合は、道路標識設置基準等に基づき設計しなければならない。

(材料)

第22条 道路施設等に使用するコンクリート二次製品、鋼材等は、日本産業規格品、京都市規格品、国土交通省型側溝蓋又はこれらと同等以上のものとしなければならない。

(道路の境界)

第23条 道路用地の境界を明示することが必要な箇所には、本市規格の境界標を設置しなければならない。

(道路の占用物件)

第24条 道路に占用物件を設ける場合は、関係管理者の指示に従わなければならない。

2 道路用地内には、水道メーター、下水排水に伴う私設マンホール等を設けてはならない。

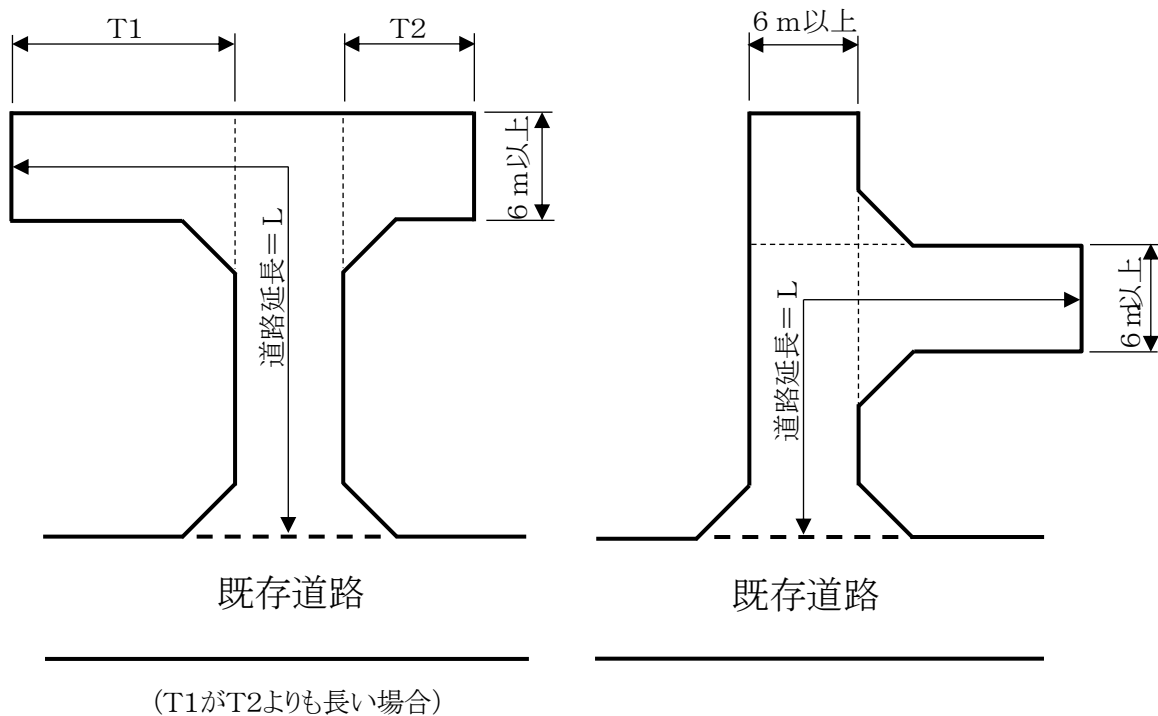
## 第 4 章 転回広場と避難通路

(転回広場及び避難通路の設置)

第 25 条 行き止まり道路の延長が 35 メートルを超えるときは、転回広場及び避難通路を設置しなければならない。また、延長を 35 メートル以下とするときは、転回広場の設置に努めるものとする。

- 2 新設の行き止まり道路が複数の行き止まり道路となる場合の転回広場及び避難通路の設置は、既存道路からの延長が最も長い道路に設置 (図 1 及び図 2 参照) するものとする。ただし、最も長い道路以外の行き止まり道路において、複数となる箇所からの延長が 35 メートルを超えるとき、当該行き止まり道路については転回広場を設置しなければならない。
- 3 第 1 項において、行き止まり道路が既存の行き止まり道路に接続するときの延長は、当該既存道路が他の道路に接続する箇所又は当該既存道路にこの章に規定する転回広場と同等のもの (行き止まり道路の接続位置により、新たに転回広場の機能を有することとなる場合を含む。) が配置されている箇所までの延長を含むものとする。ただし、既存道路部分を除く延長が 35 メートル以下のときは、第 1 項の規定にかかわらず避難通路の設置を要しない。
- 4 開発区域内に新設される行き止まり道路の延長が 120 メートルを超えるときは、おおむね 60 メートルごとに転回広場を設置しなければならない。
- 5 転回広場は、道路としなければならない。

(図 1)



(転回広場の幅員)

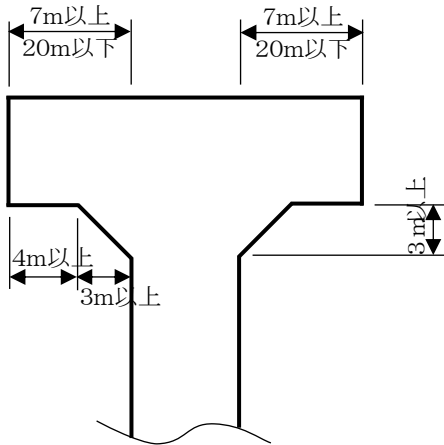
第26条 転回広場の幅員は6メートル以上(前条の図1及び図2参照)としなければならない。

(転回広場の形状)

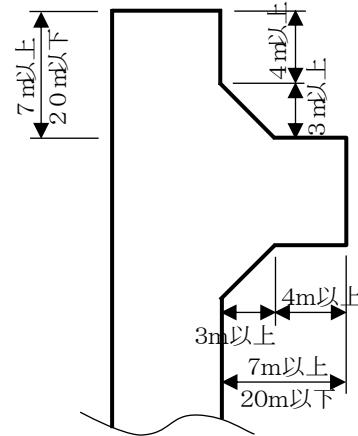
第27条 転回広場の形状は、T字型又はトの字型(図1及び図2参照)とし、道路の終端に設置されなければならない。ただし、トの字型のとき、道路の始端から当該道路の延長の2分の1以上(図4を例にすると、L1の長さがL2の長さ以上)の箇所に設置されるときはこの限りではない。

- 2 転回広場の延長は、7メートル以上20メートル以下とし、20メートルを超えるときには、新たな転回広場を設置しなければならない。
- 3 転回広場の先の隣接地が農地、雑種地等で、開発する余地がある場合は、原則として、その隣接地に接続しなければならないものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、前項における転回広場の延長は、7メートル以上35メートル以下(図3及び図4参照)とすることができる。

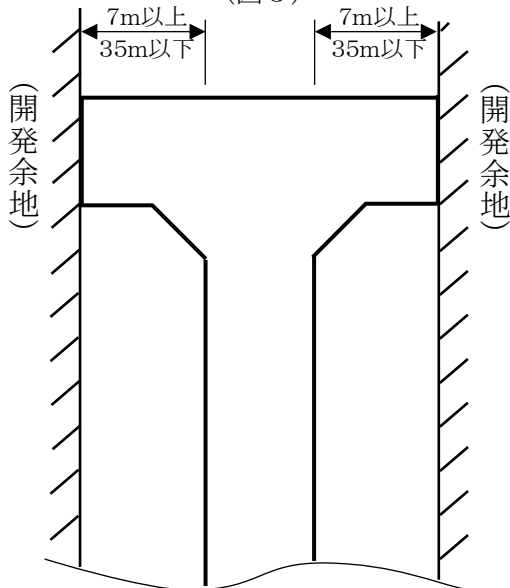
(図1)



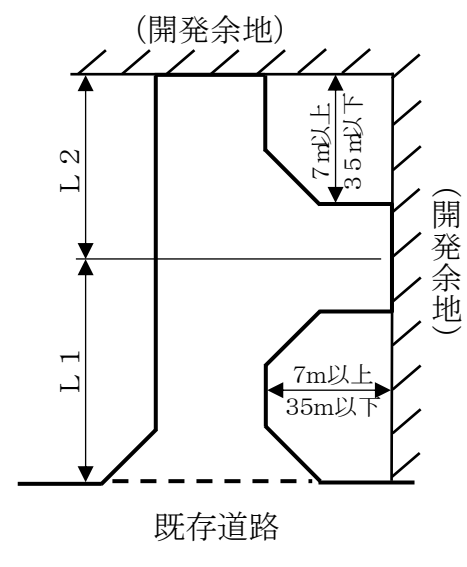
(図2)



(図3)



(図4)



(転回広場の構造等)

第28条 転回広場のこう配、排水施設、舗装等の構造は、技術基準第3章道路の構造基準に準じなければならない。

(避難通路の配置)

第29条 避難通路は、原則として、行き止まり道路の先端又は転回広場から周辺の幅員1.5メートル以上の道路（建築基準法第42条に規定する道路及び京都市里道管理条例第4条の規定により告示された路線を含む。この条に限る。）又は公共用空地まで、避難できる位置に配置しなければならない。

(避難通路の幅員)

第30条 避難通路を新たに設置する場合は、1.5メートル以上の有効幅員を確保しなければならない。

(避難通路の構造等)

第31条 避難通路のこう配、排水施設、舗装等の構造は、技術基準第3章道路の構造基準（歩道）に準じなければならない。

## 第 5 章 公園

(公園の立地条件)

第 3 2 条 公園は、まちづくりの重要な要素であり、かつ、地域コミュニティーの拠点であることから、開発区域、周辺地域の状況及び周辺住民のニーズ等を十分考慮し、良好な状態が維持できるとともに、利用者が安心して快適に利用でき、また安全に配慮した最も適切な位置に配置するものとする。

- 2 公園は、原則として2面以上を公道又は公道に準じる道路に接するように計画しなければならない。ただし、当該公園の規模及び周辺の状況を考慮してやむを得ない場合には、この限りでない。
- 3 公園は、低湿地、急斜面、高圧送電線下（鉄塔敷を含む。）その他公園を設置することがふさわしくない場所に設けてはならない。
- 4 公園には、公園以外の目的を持つ土地又は施設の構成部分とみなされる土地を含めてはならない。ただし、やむを得ないと認められた場合は、この限りでない。

(公園の配置)

第 3 3 条 公園の配置は、誘致距離に基づき、均衡のあるものとしなければならない。

- 2 街区公園は、地区幹線道路以上の道路に面しないよう配置するものとしなければならない。
- 3 公園の種別、規模等は、次表に掲げるものを標準としなければならない。

公園の種別	規 模	誘致距離	備 考
街区公園	90㎡以上 10,000㎡未満	250m	主として、街区内に居住する者の利用に供する目的とするもの
近隣公園	10,000㎡以上 40,000㎡未満	500m	主として、近隣居住者の利用に供する目的で休息、運動施設等を備えているもの

- 4 前項の表以外の公園は、別途協議とする。

(公園の規模)

第 3 4 条 1箇所の公園面積は、次表に定める面積以上とする。

開 発 区 域 の 面 積	公 園 等 の 規 模
0.3ha以上 1 ha未満	公園等1箇所で必要面積を確保する。
1 ha以上 5 ha未満	公園等1箇所の面積は、300㎡以上とする。
5 ha以上 15 ha未満	1,000㎡以上の公園1箇所以上、その他の各公園300㎡以上とする。
15 ha以上 30 ha未満	2,500㎡以上の公園1箇所以上、1,000㎡以上の公園1箇所以上、その他の各公園300㎡以上とする。
30ha以上 60ha未満	2,500㎡以上の公園2箇所以上、1,000㎡以上の公園2箇所以上、その他の各公園300㎡以上とする。

60ha以上	10,000㎡以上の公園1箇所以上、2,500㎡以上の公園2箇所以上、1,000㎡以上の公園2箇所以上、その他の各公園300㎡以上とする。
--------	---

(公園の有効面積)

第35条 公園の面積は、石積、擁壁等の傾斜部分の面積を含めない有効面積で必要面積を確保しなければならない。

(敷地の形状等)

第36条 公園の敷地の形状は、おおむね、正方形又は短辺が長辺の2分の1以上の長方形の形状とし、山砂で転圧整地したうえで、おおむね0.75パーセントの排水こう配を取らなければならない。ただし、当該公園等の規模及び周辺の状況を考慮して、やむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

2 街区公園の敷地と隣接敷地（道路を含む。）との高低差は、やむを得ない場合を除き、3メートル以内としなければならない。また、道路との高低差については、公園に面する一定区間において、障害者用車椅子等が無理なく乗り入れできる範囲に設定しなければならない。

3 公園内に擁壁を設置する場合は、道路土工擁壁工指針に準拠した設計とする。

(公園の施設)

第37条 公園には、次の各号に規定する基準により、必要な施設を設置しなければならない。この場合において、これらの構造、規格等について、京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインのほか、京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例等に基づいて協議するものとする。

- (1) 各種浸透施設を設置する場合は、京都市雨水流出抑制施設設置技術基準によるものとする。
- (2) 公園敷地内の雨水排水は、横断溝、ます等を経て、敷地外へ排水するものとする。
- (3) 公園の手洗い水は、原則として接続ます等を経て、汚水として敷地外へ排水するものとする。
- (4) 排水管については、曲管は用いてはならない。
- (5) 外周施設は、公園の境界に沿った連続的な構造とし、外周柵を設置する場合は次表のとおりとする。

隣接地の種類	外周柵の種類
民地との境界	目隠しフェンス（忍返し付）等
官地との境界	鋼鉄製パイプフェンス、メッシュフェンス等

- (6) 公園の出入口は、原則として公道又は公道に準じる道路に接するものとし、管理車両出入口を含め原則として2箇所以上設置する。出入口には、門柱、園名板、車止め、コンクリート舗装、横断溝等を備えるものとする。
- (7) 公園内に植栽する樹木は、病虫害のない形姿良好なものとし、その樹種、規格、数量等は、

設置される公園の規模及び他の施設との関係を考慮し決定するものとする。この場合において、高木、中木、低木、地被類を適切に配植し、十分な緑量を確保するものとする。

- (8) 植栽に当たっては、生育に必要な客土又は土壌改良を行い、高さ1.0メートル以上の樹木には本市指定の支柱を設置するものとする。
- (9) 公園内に段差が生じる場合（階段等）は、その登り口、降り口、踊り場に有効幅員と同じ幅で点状ブロックを設置するものとする（都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン参照）。
- (10) 公園に設置する遊具、ベンチ類、照明灯、植樹帯等は、次表を標準として設置するものとする。

公園 施設	公園の面積				
	90～150㎡	150～300㎡	300～500㎡	500～1,000㎡	1,000㎡以上
遊具	健康遊具・砂場・鉄棒・スイング遊具のうち2種類	90～150㎡の遊具に加えて、滑り台又はぶらんこのいずれか1種類	90～150㎡の遊具に加えて、滑り台及びぶらんこの2種類	300～500㎡の遊具に加えて、ラダー	500～1,000㎡の遊具に加えて、その他の遊具
注意板	1箇所			2箇所以上	
ベンチ類	ベンチ 2基	ベンチ 2～4基	ベンチ 4～5基	ベンチ 5～7基 床机 1～2基	ベンチ 7基以上 床机 2～4基
照明灯	LED灯（蛍光灯型または鳥かご型）				
休憩所	—			パーゴラ又は四阿 <sup>あずまや</sup> を1基	
植樹帯	500㎡以上の公園に設置する。				
水飲場	1箇所				1箇所以上
便所	2,000㎡以上の公園を標準として設置する。				

- 注1 施設については、公園の立地条件、周辺の状況等により、やむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 2 照明灯の設置数及び配置については、園路及び防犯上必要な箇所等において、平均水平面照度3ルクス以上（人の行動を視認できる照度）の照度を確保できるものとする。また、公園全域（山間部等を除く）においては、おおむね、1ルクス以上の照度を確保できるものとする。
- 3 複合遊具の設置は、公園管理者と協議のうえ検討するものとする。
- 4 遊具については「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準（（一社）日本公園施設業協会）」に基づき計画すること。

（公園の境界）

第38条 公園用地の境界を明示することが必要な箇所には、本市規格の境界標を設置しなければならない。

(公園施設以外の施設)

第39条 公園の敷地内には、原則として、公園施設以外の施設、工作物その他の施設を設置してはならない。ただし、やむを得ず公園内に公園施設以外の工作物その他の物件または施設を設ける場合は、都市公園法の規定により計画すること。

(公園出入口の道路施設)

第40条 公園出入口の前面道路の側溝蓋は、原則として、現場打(ハケ引仕上げ)とし、公園内からの雨水排水管と道路側溝との合流部には、細目ノンスリップタイプ(T-25)のグレーチング蓋を設置するものとする。

- 2 前面道路の排水施設が街きよになる場合は、バリアフリー対応の街きよとし、基礎工にメッシュ鉄筋を配筋するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、公共施設管理者から別に指示がある場合はこの限りではない。

## 第6章 排水施設等

(区域外排水施設との接続)

第41条 区域内に設置する排水施設の放流先は、河川その他公共の用に供している排水施設としなければならない。

- 2 放流先の排水能力、整備の状況から見て、当該施設の管理者が適切でないとする場合は、放流接続位置を変更し、又は下流域等への被害防除に必要な貯留施設、浸透施設(以下「雨水流出抑制施設」という。)、揚排水施設等を適切な位置に設置しなければならない。
- 3 雨水排水については、その流出量の抑制及び健全な水循環の回復を図るため、浸透適地内において、浸透施設の設置に努めなければならない。
- 4 農業用水路に接続する場合は、その管理者の同意を得なければならない。

(汚水の処理等)

第42条 既設公共下水道に汚水を排出する場合は、事前に公共下水道管理者と協議し、その指示を受けなければならない。

- 2 公共下水道区域以外にあっては、原則として分流式とし、適切な排水施設に接続しなければならない。
- 3 開発区域の面積が20ヘクタール以上の規模の開発行為にあっては分流式とし、活性汚泥法に規定する施設又は同等以上の処理機能を有する高級処理施設を設けなければならない。この場合において、処理後の水質は、水質汚濁防止法、京都府環境を守り育てる条例等の規定以上に清浄なものとしなければならない。

## 第 7 章 排水施設等の構造基準の原則

(設計及び構造)

第 4 3 条 排水施設等（雨水流出抑制施設を除く。）を設計するに当たっては、この基準に定めるもののほか、河川管理施設等構造令、河川砂防技術基準、下水道施設計画・設計指針等に準拠しなければならない。

2 開発区域及び関する区域に設置する排水施設の断面は、必要に応じ、流入する雨水、農業用水等を考慮して設計するものとする。

3 排水施設は、堅固で耐久力及び耐水性を有する材料で構築し、漏水の生じない構築物としなければならない。

(計画雨水量)

第 4 4 条 計画雨水量は、次に掲げる数式及び数値を用いて算定するものとする。

$$Q = \frac{1}{360} C I A$$

Q : 計画雨水量 (m<sup>3</sup> / sec)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/hr)

A : 集水面積 (ha)

2 降雨強度は、排水施設の集水面積により次のように定めるものとする。

(1) 集水面積 A < 3 ha

$$I = 115 \text{ (mm/hr)}$$

(2) 集水面積 3 ha ≤ A < 10 ha (表 7-2 参照)

$$I_5 = \frac{952.828}{t^{2/3} + 3.638} \text{ (mm/hr)}$$

(3) 集水面積 10 ha ≤ A (表 7-3 参照)

$$I_{10} = \frac{1101.303}{t^{2/3} + 3.794} \text{ (mm/hr)}$$

t は、流入時間 t<sub>1</sub> に流下時間 t<sub>2</sub> を加えて算出する。

降雨継続時間 (単位 分、小数点以下切捨て)

ア 流入時間 t<sub>1</sub>

山地の場合 t<sub>1</sub> = 15 (min)

平地の場合 t<sub>1</sub> = 7 (min)

イ 流下時間 t<sub>2</sub>

$$t_2 = \frac{L}{60V} \text{ (min)}$$

L : 斜面長又は水路長 (m)

V : 流速 (m/sec) …クラフエンの表 7-1 より求める。

表 7-1

こ う 配	1/100以上	1/100~1/200	1/200以下
流速V (m/sec)	3.5	3.0	2.1

注 河道計画策定後、河道平均流速をマニング公式より算出し、それから求められる河道  
流下時間とクラーフエンの表より求めたものとの間に大きな差が生じる場合は、再計算  
が必要である。

- 3 流出係数は、地表の状況等によって次の値を標準とし、加重平均により求めるものとする。  
山地の場合 C=0.6 (ただし、市街化区域内は0.8)  
平地の場合 C=0.8

$$\text{平均流出係数 (加重平均)} = \frac{\Sigma (\text{地表状況面積} \times \text{当該基準流出係数})}{\text{地域全面積}}$$

表7-2 降雨強度-雨水流出量

集水面積  $3\text{ha} \leq A < 10\text{ha}$  の場合  $I_s = \frac{952.828}{t^{2/3} + 3.638} (\text{mm/hr})$

到達時間 (t) min	$t^{2/3}$	降雨強度 (I) mm/hr	降雨量 (q) m <sup>3</sup> /sec/ha	最大雨水流出量 (q · C) m <sup>3</sup> /sec/ha				
				C=0.60	C=0.65	C=0.70	C=0.75	C=0.80
7	3.659	130.573	0.363	0.218	0.236	0.254	0.272	0.290
8	4.000	124.748	0.347	0.208	0.225	0.243	0.260	0.277
9	4.327	119.631	0.332	0.199	0.216	0.233	0.249	0.266
10	4.642	115.082	0.320	0.192	0.208	0.224	0.240	0.256
11	4.946	110.999	0.308	0.185	0.200	0.216	0.231	0.247
12	5.241	107.307	0.298	0.179	0.194	0.209	0.224	0.238
13	5.529	103.944	0.289	0.173	0.188	0.202	0.217	0.231
14	5.809	100.863	0.280	0.168	0.182	0.196	0.210	0.224
15	6.082	98.026	0.272	0.163	0.177	0.191	0.204	0.218
16	6.350	95.401	0.265	0.159	0.172	0.186	0.199	0.212
17	6.611	92.963	0.258	0.155	0.168	0.181	0.194	0.207
18	6.868	90.691	0.252	0.151	0.164	0.176	0.189	0.202
19	7.120	88.566	0.246	0.148	0.160	0.172	0.185	0.197
20	7.368	86.573	0.240	0.144	0.156	0.168	0.180	0.192
21	7.612	84.698	0.235	0.141	0.153	0.165	0.176	0.188
22	7.851	82.931	0.230	0.138	0.150	0.161	0.173	0.184
23	8.088	81.261	0.226	0.135	0.147	0.158	0.169	0.181
24	8.320	79.679	0.221	0.133	0.144	0.155	0.166	0.177
25	8.550	78.178	0.217	0.130	0.142	0.152	0.163	0.174
26	8.776	76.752	0.213	0.128	0.139	0.149	0.160	0.171
27	9.000	75.394	0.209	0.126	0.136	0.147	0.157	0.168
28	9.221	74.099	0.206	0.123	0.134	0.144	0.154	0.165
29	9.439	72.862	0.202	0.121	0.132	0.142	0.152	0.162
30	9.655	71.680	0.199	0.119	0.129	0.139	0.149	0.159
31	9.868	70.547	0.196	0.118	0.127	0.137	0.147	0.157
32	10.079	69.461	0.193	0.116	0.125	0.135	0.145	0.154
33	10.288	68.419	0.190	0.114	0.124	0.133	0.143	0.152
34	10.495	67.418	0.187	0.112	0.122	0.131	0.140	0.150
35	10.700	66.455	0.185	0.111	0.120	0.129	0.138	0.148
36	10.903	65.528	0.182	0.109	0.118	0.127	0.137	0.146
37	11.104	64.635	0.180	0.108	0.117	0.126	0.135	0.144
38	11.303	63.773	0.177	0.106	0.115	0.124	0.133	0.142
39	11.500	62.941	0.175	0.105	0.114	0.122	0.131	0.140
40	11.696	62.138	0.173	0.104	0.112	0.121	0.129	0.138

表7-3 降雨強度-雨水流出量

$$\text{集水面積 } A \geq 10 \text{ ha の場合 } I_{10} = \frac{1101.303}{t^{2/3} + 3.794} \text{ (mm/hr)}$$

到達時間 (t) min	$t^{2/3}$	降雨強度 (I) mm/hr	降雨量 (q) m <sup>3</sup> /sec/ha	最大雨水流出量 (q · C) m <sup>3</sup> /sec/ha				
				C=0.60	C=0.65	C=0.70	C=0.75	C=0.80
7	3.659	147.760	0.410	0.246	0.267	0.287	0.308	0.328
8	4.000	141.301	0.393	0.236	0.255	0.275	0.294	0.314
9	4.327	135.616	0.377	0.226	0.245	0.264	0.283	0.301
10	4.642	130.554	0.363	0.218	0.236	0.254	0.272	0.290
11	4.946	126.006	0.350	0.210	0.228	0.245	0.263	0.280
12	5.241	121.886	0.339	0.203	0.220	0.237	0.254	0.271
13	5.529	118.130	0.328	0.197	0.213	0.230	0.246	0.263
14	5.809	114.686	0.319	0.191	0.207	0.223	0.239	0.255
15	6.082	111.511	0.310	0.186	0.201	0.217	0.232	0.248
16	6.350	108.571	0.302	0.181	0.196	0.211	0.226	0.241
17	6.611	105.839	0.294	0.176	0.191	0.206	0.220	0.235
18	6.868	103.290	0.287	0.172	0.186	0.201	0.215	0.230
19	7.120	100.904	0.280	0.168	0.182	0.196	0.210	0.224
20	7.368	98.665	0.274	0.164	0.178	0.192	0.206	0.219
21	7.612	96.558	0.268	0.161	0.174	0.188	0.201	0.215
22	7.851	94.570	0.263	0.158	0.171	0.184	0.197	0.210
23	8.088	92.690	0.257	0.154	0.167	0.180	0.193	0.206
24	8.320	90.909	0.253	0.152	0.164	0.177	0.189	0.202
25	8.550	89.219	0.248	0.149	0.161	0.173	0.186	0.198
26	8.776	87.611	0.243	0.146	0.158	0.170	0.182	0.195
27	9.000	86.080	0.239	0.143	0.155	0.167	0.179	0.191
28	9.221	84.619	0.235	0.141	0.153	0.165	0.176	0.188
29	9.439	83.223	0.231	0.139	0.150	0.162	0.173	0.184
30	9.655	81.888	0.227	0.136	0.148	0.159	0.171	0.182
31	9.868	80.609	0.224	0.134	0.146	0.157	0.168	0.179
32	10.079	79.383	0.221	0.132	0.143	0.154	0.165	0.176
33	10.288	78.205	0.217	0.130	0.141	0.152	0.163	0.174
34	10.495	77.073	0.214	0.128	0.139	0.150	0.161	0.171
35	10.700	75.984	0.211	0.127	0.137	0.148	0.158	0.169
36	10.903	74.935	0.208	0.125	0.135	0.146	0.156	0.167
37	11.104	73.924	0.205	0.123	0.133	0.144	0.154	0.164
38	11.303	72.949	0.203	0.122	0.132	0.142	0.152	0.162
39	11.500	72.007	0.200	0.120	0.130	0.140	0.150	0.160
40	11.696	71.097	0.197	0.118	0.128	0.138	0.148	0.158

(計画汚水量)

第45条 計画汚水量は、次の各号に掲げる基本数値に基づいて定めるものとする。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 1人1日平均汚水量        | 420リットル      |
| (2) 1人1日最大汚水量        | 545リットル      |
| (3) 1人1日時間最大汚水量      | 780リットル      |
| (4) 1ヘクタール当たりの1日地下水量 | 10.823立方メートル |

2 汚水管きよに対する汚水計画流出量は、次式により行うものとする。ただし、自己用の1戸建住宅にあつては、この限りではない。

$$Q_s = \frac{(P_d \cdot q_h) + 10.823 \cdot A}{86,400}$$

$Q_s$  : 汚水管きよに対する汚水計画流出量 (m<sup>3</sup>/sec)

$P_d$  : 排水対象区域の計画人口 (人)

$q_h$  : 1人1日時間最大汚水量 (=0.78m<sup>3</sup>)

$A$  : 排水対象区域の面積 (ha)

注 同一区域内であっても、住区又は街区の規模(高層あるいは低層住宅等)により計画人口が相違する場合があるので、単位区画ごとの計画人口により求めるものとする。

(工場排水等の計画流出量)

第46条 工場又はこれらに類するもの(以下「工場等」という。)からの計画流出量は、その操業規模、能力等に応じた計画使用水量により定めるものとする。

(排水施設等の流下量)

第47条 河川及び水路の流下量は、次式により算定するものとする。

$$V = \frac{1}{n} R^{2/3} I^{1/2} \quad (\text{マニング公式})$$

$Q = AV$        $V$  : 流速 (m/sec)

$n$  : 粗度係数

$R$  : 径深 (=  $A/P$ )

$A$  : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>)

$P$  : 流水の潤辺長 (m)

$I$  : こう配

$Q$  : 流下量 (m<sup>3</sup>/sec)

2 管きよの流下量は、次式により算定するものとする。

$$V = \frac{NR}{\sqrt{R+D}} \quad (\text{クッター公式})$$

$Q = AV$        $V$  : 流速 (m/sec)

$N$  :  $N = (23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}) I^{1/2}$

$n$  : 粗度係数

$R$  : 径深 (m) (=  $A/P$ )

$$D : D = \left( 23 + \frac{0.00155}{I} \right) n$$

A : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>)

P : 流水の潤辺長 (m)

Q : 流下量 (m<sup>3</sup>/sec)

3 粗度係数は、表7-4によるものとする。

表7-4

排水施設等の状況	粗度係数	備考
塩ビ管、強化プラスチック複合管	0.010	
陶管、鉄筋コンクリート管、鉄筋コンクリートU型	0.013	
三面張コンクリート	0.015	側溝
三面張コンクリート	0.020	幹線排水路等
二面張コンクリート	0.025	底面平坦な土
三面張コンクリート・ブロック及び石積	0.025	
二面張コンクリート・ブロック及び石積	0.030	底面平坦な土
素掘	0.035	

注 その他必要なものは、そのつど定める。

(排水施設等の流速及びこう配)

第48条 河川及び水路の流速は、最小毎秒0.8メートル、最大毎秒3.0メートルの範囲内で定め、流速が毎秒3.0メートルを超える場合は、減勢工を設けて流速を減少させるものとする。ただし、河床に防護工を施行する場合は、毎秒4.0メートルとすることができる。

2 道路側溝等は、流水こう配を0.3パーセント以上、最大流速を毎秒3.0メートル以下となるように、底床部こう配を定めるものとする。

3 流速は、一般に、下流にいくに従い次第に増えるようにするものとするが、こう配は、下流にいくに従い次第に小さくなるようにし、次の各号に規定する事項を考慮して定めなければならない。

(1) 汚水管きょ

流速は、計画下水量に対し、最小毎秒0.6メートル、最大毎秒3.0メートルとし、標準で毎秒1.0メートルから毎秒1.8メートルまでとする。

(2) 雨水管きょ・合流管きょ

流速は、計画下水量に対し、最小毎秒0.8メートル、最大毎秒3.0メートルとし、標準で毎秒1.0メートルから毎秒1.8メートルまでとする。

標準的なこう配は以下のとおりとする。

HP 直径200又は直径250ミリメートル — 10.0パーミル(%)

VP 直径200又は直径250ミリメートル — 10.0パーミル(%)

(3) (マンホール等の設置)

第49条 排水路、街きょ等の終端又は中間接続部には、集水又は接続のためのますを設置するものとする。

2 街きよには、道路のすみ切り部のほか、おおむね20メートル間隔にます等を設置するものとする。

3 管きよ排水施設には、次の各号に基づきマンホールを設置するものとする。

(1) 配置

ア マンホールは、管きよの起点となる箇所、管きよの方向、こう配、管径等が変化する箇所、段差が生じる箇所、管きよの会合する箇所及び維持管理のうえで必要な箇所に設ける。

イ マンホールは、基本的に管きよの内径の120倍を超えない範囲内の長さごとに設ける。

(2) マンホール種別及び使用範囲

ア マンホールの種別決定は次表のとおりとする。

表7-5 下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホールの形状別用途

呼び方	形状・寸法	用途
1号組立マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び内径 500mm 以下の管の中間点並びに内径 400mm までの管の会合点
2号組立マンホール	内径 120cm 円形	内径 800mm 以下の管の中間点及び内径 500mm 以下の管の会合点
3号組立マンホール	内径 150cm 円形	内径 1,100mm 以下の管の中間点及び内径 700mm 以下の管の会合点
4号組立マンホール	内径 180cm 円形	内径 1,200mm 以下の管の中間点及び内径 800mm 以下の管の会合点

イ 組立マンホールは J S W A S A - 1 1 規格に準ずるものとする。

ウ マンホール深が深い場合は、3から5メートルごとに中間スラブを設けること。また、マンホールの床版下及び最下段中間スラブ下の有効高は、インバートから2メートル以上確保する。

エ 底部には管きよの状況に応じたインバートを設ける。ただし、雨水用マンホールに関してはその限りではない。

オ 現地の施工状況や地下埋設物等の制約から組立マンホールの設置ができない場合、公共施設管理者と協議すること。

(3) 副管及び洗掘対策

ア 副管の形状は、内副管を標準とする。

イ 副管を内側に設置する場合は2号人孔以上の適用が望ましいが、省スペース型の内副管継手の採用等で維持管理に支障がないか公共施設管理者と協議すること。

ウ 副管の管種は硬質塩化ビニル管とする。

エ 落差による設置基準は次表のとおりとする。また、汚水用マンホールで落差が大きい場合は、洗掘防止策を施し、材質（石張等）については、公共施設管理者と協議すること。

オ 分流式雨水管には副管は使用しないこと。

カ 副管は、上流管きよ及び下流管きよの段差が0.6メートル以上の場合に設けること。

表 7-6 副管採用基準

本管径 (mm)	副管径 (mm)		洗掘対策 高さ (m)
	分流式	合流式	
200	150	150	1.00m以上
250	200	200	
300	200	200	
350	200	200	
400	200	200	0.90m以上
450	250	250	
500	別途考慮	250	0.80m以上
600	別途考慮	300	
700以上	別途考慮	別途考慮	別途考慮

- (4) 公道に接する私有道路には、道路境界近傍にマンホールを設置するものとする。
  - (5) 各戸の取付管を敷設するときは、道路境界の私有地側に接続ますを設置するものとする。
- 4 公共施設管理者から別に指示があるときは、その指示に従わなければならない。

(吐き口)

第50条 吐き口の位置及び構造は、放流先の排水施設等の管理者の指示を受けて定めるものとする。

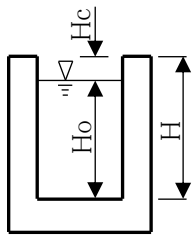
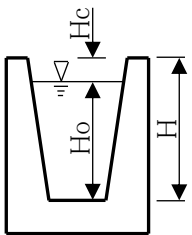
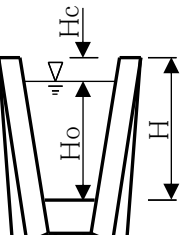
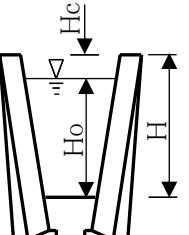
(排水施設等の断面)

第51条 雨水排水施設等の断面は、計画流量により表7-7を参照して定めるものとする。

2 汚水管きよの断面は、次の各号の基準を満たさなければならない。

- (1) 分流式汚水管きよにあつては、汚水計画流出量の2倍量を満管で流下すること。
- (2) 合流式管きよにあつては、計画下水量を満管で流下すること。

表 7-7 計画流量-計画標準断面

型 式	TYPE-1	TYPE-2	TYPE-3	TYPE-4
計 画 流 量 ( $m^3/sec$ )	$Q \leq 1$	$1 < Q \leq 16$	$16 < Q \leq 36$	$36 < Q$
計 画 標 準 断 面	 <p><math>H \leq 1.0m</math></p>	 <p><math>H \leq 2.0m</math></p>	 <p><math>H \leq 3.0m</math></p>	 <p><math>H &gt; 3.0m</math></p>

余 裕 高	$H_c=0.2H$	$H_c=0.2H$	$H_c=0.2H$	$H_c=0.6m$
計 画 水 深	$H_o=0.8H$	$H_o=0.8H$	$H_o=0.8H$	
粗 度 係 数	$n=0.015$	$n=0.020$	$n=0.025$	$n=0.030$
備 考			三面張石積等	二面張石積等

注 一般排水管については、満流流量の80パーセントをその計画流量とする。

(排水施設等の最小断面)

第52条 排水施設等の最小断面は、次の各号によるものとする。

- (1) 排水溝（道路側溝、道路横断溝を含む。）等の内のり一辺の長さは、30センチメートル以上を標準とする。ただし、一宅地内の排水を受け持つU字溝は、この限りでない。
- (2) 道路内に設置するますの大きさは、流集する側溝に応じたものとする。この場合において、L型側溝に対してはL型用雨水ます（内のり寸法36×45センチメートル以上）を、U型側溝に対してはU型用雨水ます（内のり寸法30×50センチメートル以上）を、それぞれ設けなければならない。
- (3) ますの深さが1メートル以上になる場合は、内のり寸法を60×60センチメートル以上とし、足掛金物を設置するものとする。この場合において、ます蓋は2分割タイプとし、1枚の重量が20キログラム以下とする。
- (4) 道路内に設置するますの底部には、深さが30センチメートル以上の泥溜を設けるものとする。
- (5) 宅地内に設置するますの底部には、深さが15センチメートル以上の泥溜を設けるものとする。
- (6) 公共施設となる排水管（污水管を含む。）については道路内に敷設することとし、下水道施設の標準最小管径は、污水管きよでは200ミリメートル以上、雨水管きよ・合流管きよでは250ミリメートル以上、取付管（宅内の排水設備管は該当しない）では150ミリメートル以上とする。

(管きよの接合)

第53条 管きよの接合に当たっては、次の各号によるものとする。

- (1) 管きよの管径が変化する場合又は2本の管きよが合流する場合の接合方法は、原則として水面接合又は管頂接合とする。
- (2) 2本の管きよが合流する場合の中心交角は、できるだけ鈍角とする。
- (3) 管きよが合流する場合は、流水について十分検討し、マンホールの形状及び設置箇所、マンホール内のインバートなどで対処する。
- (4) マンホールごとに5センチメートルのステップを設ける。

(管きよの埋設の深さ及び位置)

第54条 管きよの最小土被りは、原則として1.2メートルとする。ただし、維持管理上支障

がない場合及び必要な防護工を施行する場合においてやむを得ないと認められるものは、この限りでない。

2 管きよの埋設位置については、関係する管理者との協議により定めるものとする。

(排水施設等の管理用通路)

第55条 河川及び水路等には、管理上必要な場合には通路（以下「管理用通路」という。）を設置しなければならない。

2 管理用通路の幅員は、原則として、表7-8及び表7-9の数値以上とし、この場合において、川幅(W)とは、次の図に示す幅員をいう。

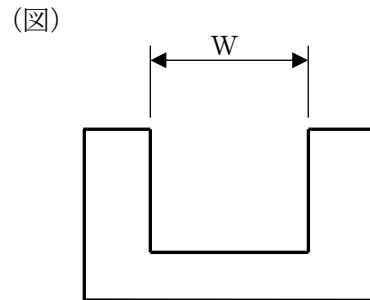


表7-8 川幅(W) > 0.7mのとき

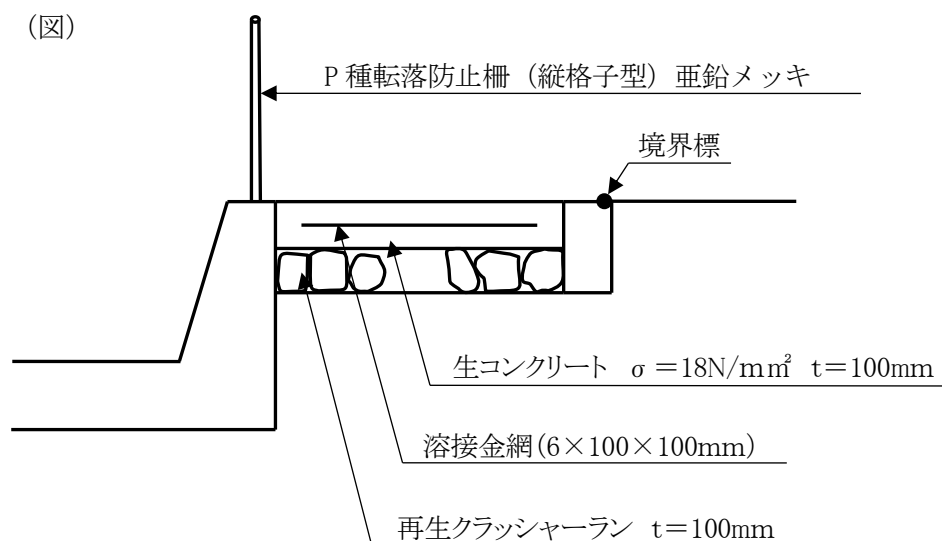
河川規模 河川形式	川 幅 (W)			
	0.7m < W < 2m	2m ≤ W < 5m	5m ≤ W < 10m	W ≥ 10m
堤防河川 右(左)岸 左(右)岸	片岸 1.5m	1.0m 1.0m	3.0m(2.5m) 1.0m	3.0m 3.0m
掘割河川	堤防河川に準じる。			

注 ( ) は、計画高水流量  $Q < 100 \text{ m}^3/\text{s}$  の場合に用いる。

表7-9 川幅(W) ≤ 0.7mのとき (側溝形式のもの)

構造	管理用通路幅員	
開きよ	片側に1メートル以上の幅員とする。	
蓋架設	水路総幅部も管理用通路の一部とし、水路総幅を含めた管理用通路の幅員は、水路総幅の1.5倍とする。ただし、その値が1メートル未満のときは、1メートル以上とする。この場合において、水路総幅とは、両岸の構造物を含む水路等の幅員をいう。	

3 管理用通路は、認定道路区域として指定した場合を除き、コンクリート舗装を行い、その構造については下図を標準とする。



- 4 管理用通路の周囲には、原則として、ネットフェンスを設置し、進入口等については、門扉、車止めを設置しなければならない。

(材料)

第56条 排水施設等に使用するコンクリート二次製品、鋼材等は、日本産業規格品、京都市規格品又はこれらと同等以上のものとしなければならない。

- 2 下水道用資器材は、(社)日本下水道協会による認定工場制度に定める資器材を使用しなければならない。ただし、これ以外の材料を使用する場合は、協議を行うものとする。

(河川及び水路等の境界)

第57条 河川及び水路等用地の境界を明示することが必要な箇所には、本市規格の境界標を設置しなければならない。

## 第 8 章 雨水流出抑制施設の構造基準

(計画・設計)

第58条 雨水流出抑制施設は、浸水被害の防止及び健全な水循環系の保全を目的として設置するものとする。

- 2 放流先の排水能力が不足している場合は、次の各号に掲げる雨水流出抑制施設を設置するものとする。

(1) 浸透適地

原則として、浸透施設を設置することとし、浸透施設で不足するときに限り、貯留施設を併用するものとする。

(2) 浸透不適地

貯留施設を設置するものとする。

- 3 放流先の排水能力が不足していない場合でも、浸透適地においては浸透施設の設置に努める

ものとする。

- 4 浸透施設を設置する場合は、京都市雨水流出抑制施設設置技術基準に定める浸透能力マップにおける浸透適地（浸透能力 大・中・小）を対象区域の目安とする。
- 5 雨水流出抑制施設を設計するに当たっては、この基準に定めるもののほか、京都市雨水流出抑制施設設置技術基準によるものとする。

	主 な 対 象 施 設
貯留施設	校庭貯留（表面）、空隙貯留（碎石等）、駐車場貯留、調整池、公園貯留など
浸透施設	透水性舗装、浸透トレンチ、浸透ますなど

- 6 雨水流出抑制のための調整池等設置については、次のとおり取り扱うこととする。

特定流域\*や市街化調整区域で開発等を行う場合、開発規模等に応じ、雨水流出抑制のために調整池等の設置が必要になる場合があるので、事前に建設局土木管理部河川整備課に相談するものとする。また、特定流域や市街化調整区域以外においても、放流先の排水能力が不十分な場合は、調整池等の設置が必要になる場合があることから、放流先の施設管理者と協議することとする。

※特定流域

- ・西羽東師川流域（西羽東師川、西羽東師川支川、寺戸川、千代原川、荒木川、鳴谷川、谷田川などの流域）
- ・七瀬川流域（七瀬川（JR奈良線以東）、七瀬川支川、大谷川の流域など）

- 7 貯留施設については、「災害からの安全な京都づくり条例」（京都府）に基づき、開発面積が1 ha 以上の場合は、原則として府の基準（当条例）が適用されることとなることから、府との協議が必要である。

（貯留施設の洪水調節方式）

第59条 貯留施設（調整池等）の洪水調節方式は、原則として人工操作によらない自然放流方式とする。

（洪水のピーク流量等の算定方法）

第60条 洪水のピーク流量は合理式によるものとする。この場合において、計画対象降雨は次条の長時間確率降雨強度式を適用し、洪水到達時間、流出係数等については、前章排水施設等の基準に準拠するものとする。

（計画対象降雨）

第61条 市街化区域内に設置する暫定的な貯留施設等の洪水調節容量を算定するために用いる計画対象降雨については、次に定める年超過確率3分の1及び30分の1の長時間確率降雨強度曲線を用いるものとする。

$$I_3 = \frac{773.523}{t^{2/3} + 2.630} \quad (\text{mm/hr})$$

$$I_{30} = \frac{1334.846}{t^{2/3} + 4.133} \quad (\text{mm/hr})$$

t : 洪水到達時間 (min)

2 市街化調整区域内に設置する恒久的な貯留施設等の洪水調節容量を算定するために用いる計画対象降雨については、次に定める年超過確率50分の1の長時間確率降雨強度曲線を用いるものとする。

$$I_{50} = \frac{1454.391}{t^{2/3} + 4.416} \text{ (mm/hr)}$$

t : 洪水到達時間 (min)

(許容放流量の算定方法)

第62条 下流のネック地点における流下能力に見合う許容放流量は、原則として表8-1のとおり設定する。

2 市街化区域内に設置する暫定的な貯留施設等については、表8-1の Case-1 及び Case-2 を満足する許容放流量を求め、市街化調整区域内に設置する恒久的な貯留施設等については、表8-1の Case-3 を満足する許容放流量を求めることを原則とする。ただし、管理者が別途定める特定の流域については、流域独自の許容放流比流量を基本として許容放流量を設定するものとする。

表8-1

	Case-1	Case-2	Case-3
計画対象降雨	$I_{30} = \frac{773.523}{t^{2/3} + 2.630}$	$I_{30} = \frac{1334.846}{t^{2/3} + 4.133}$	$I_{50} = \frac{1454.391}{t^{2/3} + 4.416}$
許容放流量	$Q_{0a} = Q_{ia} - Q_{i1}$	$Q_{0a} = \frac{Q_{ia}}{Q_{i0}} \times Q_{01}$	$Q_{0a} = \frac{Q_{ia}}{Q_{i1}} \times Q_{01}$
備 考	$Q_{0a}$ …調整池からの許容放流量 $Q_{ia}$ …調整池下流のネック地点における流過能力		
	$Q_{i1}$ …調整池下流のネック地点における宅地開発後の1/3の計画対象降雨による洪水のピーク流出量(ただし、調整池下流域からの流出量)	$Q_{i0}$ …調整池下流のネック地点における宅地開発前の1/30の計画対象降雨による洪水のピーク流出量 $Q_{01}$ …調整池地点における宅地開発後の1/30の計画対象降雨による洪水のピーク流出量	$Q_{i1}$ …調整池下流のネック地点における宅地開発後の1/50の計画対象降雨による洪水のピーク流出量 $Q_{01}$ …調整池地点における宅地開発後の1/50の計画対象降雨による洪水のピーク流出量

(必要対策量の算定)

第63条 下流にネック地点がある場合の必要対策量は、設定された許容放流量に対して式(1)の対策量の値を最大とする容量及び式(2)により求められる容量を満足するものとする。

$$V_d = 60 \times t \times \left( \frac{1}{360} \times C_{o1} \times I \times A - \frac{1}{2} \times Q_{oa} \right) \quad \text{式(1)}$$

$V_d$  : 必要対策量 ( $m^3$ )

$t$  : 任意の継続時間 (min)

$C_{o1}$  : 開発後の流出係数

$I$  : 任意の継続時間  $t$  に対応する降雨強度 (mm/hr)

$A$  : 流域面積 (ha)

$Q_{oa}$  : 貯留施設からの許容放流量 ( $m^3 / sec$ )

$$V_d = v_d \times A \quad \text{式(2)}$$

(表8-2、表8-3、表8-4参照)

$V_d$  : 必要対策量 ( $m^3$ )

$v_d$  : 単位必要対策量 ( $m^3 / ha$ )

$A$  : 流域面積 (ha)

2 浸透適地の場合は、各種浸透施設の配置を計画し、浸透対策を実施した場合に必要な貯留対策量は、設定された許容放流量に対して式(3)の対策量の値を最大とする容量及び式(4)により求められる容量を満足するものとする。

$$V_s = 60 \times t \times \left( \frac{1}{360} \times C_{o1} \times (I - F_c) \times A - \frac{1}{2} \times Q_{oa} \right) \quad \text{式(3)}$$

$V_s$  : 貯留対策量 ( $m^3$ )

$t$  : 任意の継続時間 (min)

$C_{o1}$  : 開発後の流出係数

$I$  : 任意の継続時間  $t$  に対応する降雨強度 (mm/hr)

$F_c$  : 設計浸透強度 (mm/hr)

$A$  : 流域面積 (ha)

$Q_{oa}$  : 貯留施設からの許容放流量 ( $m^3 / sec$ )

$$V_s = v_s \times A \quad \text{式(4)}$$

$V_s$  : 貯留対策量 ( $m^3$ )

$v_s$  : 単位貯留対策量 ( $m^3 / ha$ )

$A$  : 流域面積 (ha)

$$v_s = 60 \times t_s^n \times \left( \frac{1}{360} \times C_{o1} \times (I - F_c) - \frac{1}{2} \times q_{oa} \right)$$

$$t_s^n = \frac{\alpha + \sqrt{\alpha^2 - 720 q_{oa} \times (180 q_{oa} b^2 - a b C_{o1})}}{360 q_{oa}}$$

$v_s$  : 単位貯留対策量 ( $m^3/ha$ )  
 $t_{s^n}$  : 任意の継続時間 (min)  
 $C_{o1}$  : 開発後の流出係数  
 $I$  : 任意の継続時間  $t$  に対応する降雨強度 ( $mm/hr$ )  
 $F_c$  : 設計浸透強度 ( $mm/hr$ )  
 $q_{oa}$  : 貯留施設からの許容放流比流量 ( $m^3/sec/ha$ )  
 $\alpha = a \times C_{o1} - a \times C_{o1} \times n - 360 b \times q_{oa}$   
 $a \cdot b \cdot n$  は降雨強度式の係数

3 設計浸透強度は、浸透ますや浸透トレンチなどの各種浸透施設の規模及び地盤の浸透能力等によって定まることから、算定に当たっては京都市雨水流出抑制施設設置技術基準によるものとする。

(設計堆積土砂量)

第64条 貯留施設の設計堆積土砂量は、土地造成中については土地造成面積当たり1年につき1ヘクタール当たり150立方メートル( $150m^3/ha/年$ )とし、土地造成完了後については1年につき1ヘクタール当たり1.5立方メートル( $1.5m^3/ha/年$ )とすることを標準とする。

(ダム形式調整池の構造基準)

第65条 ダムの形式は、均一型フィルダムを標準とする。

2 ダム形式の構造基準は、防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例(日本河川協会)等に準拠するものとする。

(掘込式、地下式調整池等の構造基準)

第66条 掘込式、地下式調整池等からの自然放流が期待できない場合には、ポンプ排水方式を採用することができるものとする。

2 地下式調整池等の場合、オリフィスが閉塞した場合にも、流入した雨水を円滑に流下させるための余水吐と放流管等を設定するものとする。

(駐車場等を利用する貯留施設の構造基準)

第67条 駐車場を貯留施設として利用する場合の貯留水深は、10センチメートル程度を標準とする。

2 集合住宅の棟間等を貯留施設として利用する場合の貯留水深は、30センチメートル程度を標準とする。

3 周囲小堤又は浅い掘込式の貯留施設の余水吐は、自由越流式とし、土地利用及び周辺の地形等を考慮し、安全な構造となるよう設定するものとする。

(その他協議)

第68条 流域独自の基準等がある場合は、その基準に従って関係する管理者と協議するものとする。

表 8-2

$$I_3 = \frac{773.523}{t^{2/3} + 2.630} \quad (\text{mm/hr})$$

( $q_{oa}$ )                      ( $v_d$ )  
 許容放流比流量 — 単位調節容量

$q_{oa}$ m <sup>3</sup> /sec/ha	$C_{o1}=0.60$		$C_{o1}=0.65$		$C_{o1}=0.70$		$C_{o1}=0.75$		$C_{o1}=0.80$	
	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha
0.01	830	456.9	933	517.0	1040	579.5	1151	644.3	1266	711.4
0.02	303	309.1	340	350.9	378	394.5	423	439.7	459	486.5
0.03	169	241.7	189	275.2	211	310.2	233	346.6	255	384.4
0.04	112	200.5	126	229.1	140	258.9	154	290.0	169	322.2
0.05	81	172.0	91	197.1	101	223.3	112	250.7	123	279.1
0.06	63	150.5	70	173.1	78	196.6	86	221.2	95	246.8
0.07	50	133.7	56	154.2	63	175.6	69	198.1	76	221.4
0.08	41	120.0	47	138.8	52	158.5	57	179.2	63	200.7
0.09	35	108.6	39	126.0	44	144.3	48	163.4	53	183.4
0.10	30	98.9	34	115.1	38	132.1	41	150.0	46	168.7
0.11	26	90.5	29	105.7	33	121.6	36	138.4	40	156.0
0.12	23	83.2	26	97.4	29	112.4	32	128.2	35	144.8
0.13	20	76.7	23	90.1	26	104.3	28	119.2	31	134.9
0.14	18	71.0	20	83.6	23	97.1	25	111.2	28	126.1
0.15	16	65.8	18	77.8	21	90.5	23	104.0	25	118.1
0.16	15	61.2	17	72.5	19	84.7	21	97.5	23	110.9
0.17	13	57.0	15	67.8	17	79.3	19	91.5	21	104.4
0.18	12	53.1	14	63.4	16	74.4	17	86.1	19	98.4
0.19	11	49.6	13	59.4	14	69.9	16	81.1	18	92.9
0.20	10	46.4	12	55.7	13	65.8	15	76.5	16	87.8

$$v_d = \frac{V}{A} = 60 t \times \left( \frac{1}{360} C_{o1} I_3 - \frac{1}{2} q_{oa} \right)$$

$$t_d^n = \frac{A + \sqrt{A^2 - 720 q_{oa} \times (180 q_{oa} b^2 - a b C_{o1})}}{360 q_{oa}}$$

ただし、 $A = aC_{o1} - aC_{o1}n - 360bq_{oa}$

$$n = \frac{2}{3} \quad , \quad a = 773.523, \quad b = 2.630$$

表 8-3

$$I_{30} = \frac{1334.846}{t^{2/3} + 4.133} \text{ (mm/hr)}$$

( $q_{oa}$ )                      ( $v_d$ )  
 許容放流比流量 — 単位調節容量

$q_{oa}$ m <sup>3</sup> /sec/ha	$C_{o1}=0.60$		$C_{o1}=0.65$		$C_{o1}=0.70$		$C_{o1}=0.75$		$C_{o1}=0.80$	
	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha	$t_d$ min	$v_d$ m <sup>3</sup> /ha
0.01	1875	1040.0	2108	1176.3	2351	1318.2	2602	1465.3	2862	1617.6
0.02	683	706.3	767	801.3	854	900.2	944	1003.0	1036	1109.4
0.03	381	554.2	427	630.7	475	710.3	525	793.2	576	879.0
0.04	252	461.6	283	526.7	314	594.8	347	665.6	381	739.0
0.05	183	397.2	205	454.6	228	514.5	252	577.0	276	641.9
0.06	141	349.0	158	400.5	176	454.4	194	510.7	213	569.1
0.07	113	311.1	127	358.0	141	407.2	156	458.5	171	511.9
0.08	94	280.2	105	323.4	117	368.7	129	416.0	141	465.3
0.09	79	254.5	89	294.5	99	336.5	109	380.5	119	426.4
0.10	68	232.5	76	269.9	88	309.0	94	350.3	103	393.2
0.11	59	213.6	66	248.6	77	285.3	81	324.1	89	364.5
0.12	52	197.0	58	229.9	65	264.7	72	301.1	79	339.3
0.13	46	182.4	52	213.5	58	246.3	64	280.8	70	316.9
0.14	41	169.4	46	198.8	52	229.9	57	262.6	63	297.0
0.15	37	157.6	42	185.5	47	215.1	52	246.3	57	279.0
0.16	34	147.1	38	173.6	42	201.8	47	231.5	52	262.7
0.17	31	137.4	35	162.7	39	189.6	43	218.0	47	247.9
0.18	28	128.7	32	152.8	35	178.5	39	205.7	43	234.3
0.19	26	120.6	29	143.7	33	168.3	36	194.3	40	221.8
0.20	24	113.3	27	135.3	30	158.8	34	183.8	37	210.2

$$v_d = \frac{V}{A} = 60 t \times \left( \frac{1}{360} C_{o1} I_{30} - \frac{1}{2} q_{oa} \right)$$

$$t_d^n = \frac{A + \sqrt{A^2 - 720 q_{oa} \times (180 q_{oa} b^2 - a b C_{o1})}}{360 q_{oa}}$$

ただし、 $A = aC_{o1} - aC_{o1}n - 360bq_{oa}$

$$n = \frac{2}{3} \text{、} a = 1334.846 \text{、} b = 4.133$$

表 8-4

$$I_{50} = \frac{1454.391}{t^{2/3} + 4.416} \text{ (mm/hr)}$$

(q<sub>oa</sub>)                      (v<sub>d</sub>)

許容放流比流量 — 単位調節容量

q <sub>oa</sub> m <sup>3</sup> /sec/ha	C <sub>o1</sub> =0.60		C <sub>o1</sub> =0.65		C <sub>o1</sub> =0.70		C <sub>o1</sub> =0.75		C <sub>o1</sub> =0.80	
	t <sub>d</sub> min	v <sub>d</sub> m <sup>3</sup> /ha	t <sub>d</sub> min	v <sub>d</sub> m <sup>3</sup> /ha	t <sub>d</sub> min	v <sub>d</sub> m <sup>3</sup> /ha	t <sub>d</sub> min	v <sub>d</sub> m <sup>3</sup> /ha	t <sub>d</sub> min	v <sub>d</sub> m <sup>3</sup> /ha
0.01	2131	1183.7	2396	1338.8	2672	1500.2	2958	1667.6	3253	1840.8
0.02	776	804.5	871	912.6	970	1025.2	1072	1142.1	1178	1263.2
0.03	432	631.8	485	718.8	540	809.5	596	903.7	654	1001.4
0.04	286	526.5	321	600.7	357	678.2	394	758.8	432	842.4
0.05	208	453.4	233	518.8	259	587.1	286	658.2	314	732.0
0.06	160	398.7	180	457.4	200	518.8	221	582.9	242	649.4
0.07	129	355.6	144	409.1	160	465.1	177	523.6	194	584.5
0.08	106	320.5	119	369.8	133	421.4	146	475.4	160	531.6
0.09	90	291.3	101	336.9	112	384.9	124	435.0	136	487.3
0.10	77	266.4	86	309.0	96	353.8	106	400.7	117	449.6
0.11	67	244.9	75	284.8	84	326.8	93	370.9	102	417.0
0.12	59	226.0	66	263.6	74	303.3	82	344.9	90	388.4
0.13	52	209.4	59	244.9	66	282.4	73	321.8	80	363.0
0.14	47	194.6	53	228.2	59	263.7	65	301.1	72	340.3
0.15	42	181.2	48	213.1	53	246.9	59	282.6	65	319.9
0.16	38	169.2	43	199.5	48	231.7	54	265.7	59	301.4
0.17	35	158.3	39	187.2	44	217.9	49	250.4	54	284.5
0.18	32	148.3	36	175.9	40	205.2	45	236.3	49	269.0
0.19	29	139.1	33	165.5	37	193.6	41	223.4	46	254.8
0.20	27	130.7	31	155.9	34	182.9	38	211.5	42	241.7

$$v_d = \frac{V}{A} = 60 t \times \left( \frac{1}{360} C_{o1} I_{50} - \frac{1}{2} q_{oa} \right)$$

$$t_d^n = \frac{A + \sqrt{A^2 - 720 q_{oa} \times (180 q_{oa} b^2 - a b C_{o1})}}{360 q_{oa}}$$

ただし、 $A = aC_{o1} - aC_{o1}n - 360bq_{oa}$

$$n = \frac{2}{3}, a = 1454.391, b = 4.416$$

## 第 9 章 消防施設

(消防水利の配置)

第 69 条 消防水利は、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に適合したものとし、開発区域の防火対象物から次表に掲げる距離以内に配置しなければならない。

用途地域	街区形態	市街地又は密集地	左記以外で、これに準じる地域
商業地域・近隣商業地域 工業地域・工業専用地域		100m	140m
その他の地域・無指定地域		120m	

注 1 市街地又は準市街地とは、消防力の整備指針（平成 17 年消防庁告示第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地又は同条第 2 号に規定する準市街地をいう。

2 貯水量が 40 立方メートル以上のもの又は取水可能水量が毎分 1 立方メートル以上でかつ連続 40 分以上の給水能力を有するもので、取水のため消防自動車と同時に 5 台以上駐車できるものにあつては、その距離を 140 メートルとすることができる。

3 上記に基づき配置することとなる消防水利は、消火栓だけに片寄ってはならない。

(消防水利の能力等)

第 70 条 消防水利は、常時貯水量が 40 立方メートル以上の防火水槽又は取水可能水量が毎分 1 立方メートル以上でかつ連続 40 分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 私設消火栓の場合は、5 個同時に開弁したとき、前項の給水能力を有しなければならない。

(消防水利の構造等)

第 71 条 消防水利の構造等は、次の各号に規定する基準によらなければならない。

- (1) 取水点は、消防ポンプ自動車容易に部署できること。
- (2) 防火水槽の地盤面から取水部分（ピット）までの落差は、4.5 メートル以下であること。
- (3) 防火水槽の取水部分（ピット）の水深は、0.5 メートル以上とし、取水部分の広さは、一辺が 0.6 メートル以上又は直径が 0.6 メートル以上とすること。
- (4) 防火水槽に吸管投入孔がある場合は、原則として円型とし、その直径は 0.6 メートル以上とすること。
- (5) 防火水槽は、原則として地下式とし、構造は京都市消防局で定めた基本設計書に準じたもの又は消防庁長官若しくは消防庁長官が指定した者が認定した二次製品防火水槽とすること。
- (6) 漏水防止処置を施し、漏水のないもの（水道水で満水にして 72 時間以上経過した後に、計測を開始し、48 時間後の減（増）水量が全容量の 0.5 パーセント以下であるもの。）とすること。
- (7) 防火水槽を道路敷に埋設する場合は、水槽の上盤が地面から 2.25 メートルの深さになるよう設置すること。

- (8) 設置場所は、原則としてすみ切り部とし、この場合のせん除長は、一辺が4.0メートル以上であること。
- (9) 防火水槽を公園敷内に埋設する場合は、水槽の上盤が地面から1.5メートルの深さになるよう設置すること。
- (10) 防火水槽及び消防水利標識等の設置については、関係者（道路管理者又は公園管理者等）と協議すること。
- (11) 消火栓は、呼称65の口径を有するもので直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていること。

（その他協議）

第72条 本章に定めるもののほか、消防施設の設置に関し必要な事項は、京都市消防局長と協議して定めなければならない。

## 第 10 章 給水施設

（給水施設の設置基準）

第73条 給水施設の設置基準は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 開発区域を給水区域とする水道事業者がある場合は、原則として当該水道事業者から給水を受けるものとし、その水道事業者の定める基準に適合すること。
- (2) 給水施設として新たに水道を施設する場合は、水道法、京都市水道事業条例又は京都市地域水道条例、京都市地域水道の管理に関する条例若しくは京都市京北地域水道の管理に関する条例に適合すること。

## 第 11 章 公益的施設

(公益的施設の設置基準)

第74条 主として住宅の建築の用に供する目的で行うおおむね20ヘクタール以上の開発行為の公益的施設は、次表を参考として計画しなければならない。

施設区分	住区構成	標準住区 (3~4分区)	小規模住区 (2~3分区)	住区内構成		備考
				分 区 (10隣保区)	隣 保 区	
計 画 人 口		8,000 ~ 12,000人	4,000 ~ 8,000人	2,000 ~ 4,000人	200 ~ 400人	
計 画 戸 数		2,300 ~ 3,600戸	1,200 ~ 2,300戸	600 ~ 1,200戸	60 ~ 120戸	
開 発 規 模	独立住宅	60~100ha	30~60ha	15~30ha	1.5~3ha	
	共同住宅	30~50ha	15~30ha	7.5~15ha	—	
教 育 施 設	保 育 所 幼 稚 園	2~3箇所	1~2箇所	1 箇所	—	3~4住区 には、高等 学校1校を 配置するこ と。
	小 学 校	1~2校	1 校	—	—	
	中 学 校	1 校	—	—	—	
保 健 医 療 施 設 (診 療 所)		2~3箇所	1~2箇所	1 箇所	—	
購 買 施 設 (日 常 用 品 店)		60~100店	30~60店	15~30店	3~5店	
社 会 教 育 施 設 (集 会 所)		270㎡	180㎡	90㎡	—	
交 通 施 設		駐 車 施 設				
		その他交通計画上の諸施設			—	
そ の 他 の 公 益 的 施 設		開発規模及び目的に応じて、次の施設等を配置すること。 1 行政、管理施設及び保安施設 2 社会福祉施設及び文化施設 3 通信施設及びサービス施設				

(公益的施設の配置及び規模)

第75条 公益的施設の配置は、住民の有効利用が図られるように定めなければならない。

2 公益的施設の規模は、当該施設を管理することとなる者又は関係機関と協議して定めなければならない。

## 第 12 章 造成計画

### 【準用】

本市においては、市内全域が宅地造成等工事規制区域若しくは特定盛土等規制区域に指定されていることから、造成計画については、「盛土規制法に基づく許可制度の手引」に定める以下の項目の基準に基づいて審査します。

#### 盛土規制法に基づく許可制度の手引

##### 第 4 章 技術的基準

- 1 盛土及び切土
- 2 擁壁の一般事項
- 3 鉄筋コンクリート造等擁壁
- 4 その他の擁壁
- 6 崖面及びその他の地表面について講ずる措置

※「盛土規制法に基づく許可制度の手引」に記載の「土地の形質の変更」については、「土地の形状の変更」と読み替えるものとします。

(従前のがけ面の保護)

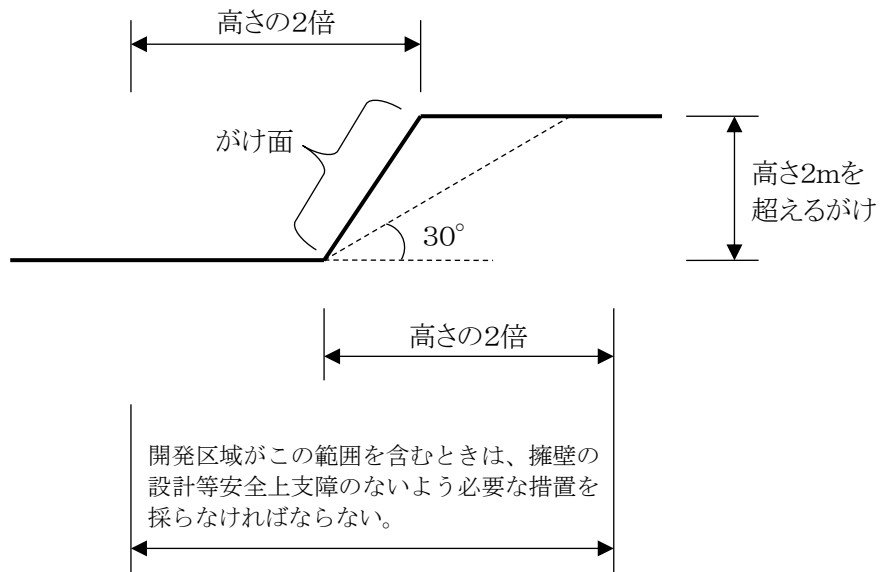
第 7 6 条 開発区域内の土地が、高さ 2 メートルを超える従前のがけから、水平距離にして、当該がけの高さの 2 倍以内の位置（開発区域内の土地が当該がけの下にある場合は、当該がけの上端を起点とし、開発区域内の土地が当該がけの上にある場合は、当該がけの下端を起点とする。）にあるときは、そのがけ又は開発区域内の土地について、擁壁の設置等安全上支障のないよう必要な措置を採らなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該がけ面が、「盛土規制法に基づく許可制度の手引」に適合する擁壁で覆われているとき。
- (2) 当該がけ面が、次表に該当するとき又は土質試験その他の調査若しくは土質試験に基づく地盤の安定計算により、がけの安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたとき。

のり面の土質	のり高	
	① $H \leq 5m$ (がけの上端からの垂直距離)	② $H > 5m$ (がけの上端からの垂直距離)
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度 (約1:0.2) 以下	60度 (約1:0.6) 以下
風化の著しい岩	50度 (約1:0.9) 以下	40度 (約1:1.2) 以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	45度 (約1:1.0) 以下	35度 (約1:1.5) 以下
上記以外の土質 (岩屑、腐植土(黒土)、埋土、その他これらに類するもの)	30度 (約1:1.8) 以下	30度 (約1:1.8) 以下

(図)

<従前のがけ面の保護>



## 第 13 章 環境の保全等

(樹木等の保存)

第 77 条 1ヘクタール以上の開発行為で開発区域内に良好な樹林地が存在する場合にあっては、開発行為の目的、土地利用計画等を考慮して、それを効果的に取り込み保存しなければならない。

2 前項において良好な樹林地とは、樹高10メートル以上の健全な樹木が存する場所又は樹高5メートル以上の健全な樹木が10平方メートル当たり1本以上の割合で存する300平方メートル程度以上の規模の場所とする。

(表土の保全等)

第 78 条 1ヘクタール以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発区域における植物の生育の確保上必要な表土の保全その他の必要な措置を講じなければならない。

2 良好な表土は造成に際して一時保存し、造成後の植生等に必要とされる区域に復元活用しなければならない。

3 次の各号に掲げる区域については、植物の成育を確保するため、樹種、樹高等の種別に応じ、表土の保全方法として、表土の復元、客土、土壌改良等の適切な措置を講じなければならない。

(1) 公園内の植栽予定地及び緑地計画区域等

(2) 隣棟間空地及びその他緑化すべき土地の区域

(3) 開発区域の外周で環境保全上必要とされる緩衝帯などの土地の区域。ただし、のり面等防災上保全すべき区域は除く。

4 第2項及び前項に掲げる区域において、表土の保全措置を講じる対象の面積は、高さが1メートルを超える切土又は盛土を行う部分が1,000平方メートル以上の規模とする。

(緩衝帯の設置)

第 79 条 1ヘクタール以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要と認められるときは、緑地帯その他の緩衝帯を設置しなければならない。

2 緩衝帯の設置規模は、次表を標準とする。ただし、開発区域の周辺の状況、規模及び工場等の内容により、次表によることが適当でないとき認められるときは、別途指示するものとする。

開 発 面 積		緩衝帯の幅員
1 ha以上	1.5ha未満	4 m
1.5ha以上	5 ha未満	5 m
5 ha以上	15 ha未満	10 m
15 ha以上	25 ha未満	15 m
25 ha以上		20 m

## 第 1 4 章 その他

(コンクリートの種別)

第 80 条 コンクリートの種別は、構造物に応じて、次表を標準とする。ただし、設計基準強度が 1 平方ミリメートル当たり 21 ニュートンの構造物を公共施設として設計する場合は、設計基準強度を 1 平方ミリメートル当たり 24 ニュートンとしなければならない。

2 橋りょう上部工のコンクリートは、ポルトランドセメントの使用を標準とする。

(近畿地方整備局設計便覧抜粋等)

工種	構造物名	コンクリート種別	設計基準強度 N/mm <sup>2</sup>	スランプ cm	骨材の最大寸法 mm
擁壁	重力式擁壁	18-8-40	18	8	40
	半重力式擁壁	18-8-40	18	8	40
	鉄筋コンクリート擁壁	21-8-25(20)	21	8	25(20)
橋台・橋脚	重力式橋台	18-8-40	18	8	40
	半重力式橋台	18-8-40	18	8	40
	鉄筋コンクリート橋台、橋脚 (躯体・ウイング)	24-8-25(20)	24	8	25(20)
	鉄筋コンクリート橋台、橋脚 (フーチング)	24-8-40	24	8	40
橋梁上部工	RC 場所打ちスラブ	24-8-25(20)	24	8	25(20)
	RC 場所打ちホロースラブ	24-8-25(20)	24	8	25(20)
	PC プレテン T 桁橋 (横桁・間詰)	30-8-25(20)	30	8	25(20)
	PC プレテン床版橋 (間詰)	30-8-25(20)	30	8	25(20)
	地覆・高欄	24-8-25(20)	24	8	25(20)
その他構造物	法張コンクリート	18-8-40	18	8	40
	法枠 (場所打)	24-8-25(20)	24	8	25(20)
	法枠 (中埋)	18-8-40	18	8	40
	ブロック積 (張)、石積	18-8-40	18	8	40
	小型構造物基礎 (無筋)	18-8-40	18	8	40
	小型構造物基礎 (鉄筋)	21-8-25(20)	21	8	25(20)
	蓋板	24-8-25(20)	24	8	25(20)
	側溝 (無筋)	18-8-40	18	8	40
	側溝 (鉄筋)	24-8-25(20)	24	8	25(20)
	街渠	18-8-40	18	8	40
	柵	18-8-40	18	8	40
	ヒューム管基礎	18-8-40	18	8	40
	ヒューム管ライニング	18-8-40	18	8	40
	杭頭補強 (フーチングと同じ規格)	24-8-40	24	8	40

(この基準以外の適用基準等)

第81条 開発事業計画に際し、この技術基準に示されていない事項については、次に掲げる法令、示方書、指針等に従うものとする。

(1) 法令等

都市計画法・同法施行令

宅地造成及び特定盛土等規制法・同法施行令

建築基準法・同法施行令

消防法・同法施行令

水道法、京都市水道事業条例

下水道法、京都市公共下水道事業条例、京都市特定環境保全公共下水道事業条例、

京都市水路等管理条例

土壌汚染対策法、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

水質汚濁防止法、京都府環境を守り育てる条例

道路構造令、京都市道路構造条例

京都市里道管理条例

河川管理施設等構造令、京都市準用河川に設置する河川管理施設等の構造の基準に関する条例

都市公園法・同法施行令、京都市都市公園条例

災害からの安全な京都づくり条例（京都府）

道路法・同施行令

(2) 示方書

道路橋示方書（Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編）・同解説（令和7年10月 日本道路協会）

道路橋示方書（Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編）・同解説（平成24年4月 日本道路協会）

道路橋示方書（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）・同解説（平成24年4月 日本道路協会）

道路橋示方書（Ⅴ耐震設計編）・同解説（平成29年11月 日本道路協会）

舗装標準示方書（2023年制定 土木学会）

コンクリート標準示方書 基本原則編（2022年制定 土木学会）

コンクリート標準示方書 設計編（2022年制定 土木学会）

コンクリート標準示方書 施工編（2023年制定 土木学会）

コンクリート標準示方書 維持管理編（2022年制定 土木学会）

コンクリート標準示方書 規準編（2023年制定 土木学会）

J I S（日本産業規格）（日本規格協会）

(3) 指針・解説

盛土等防災マニュアルの解説（令和5年11月 盛土等防災研究会）

道路構造令の解説と運用（令和3年 3月 日本道路協会）

道路土工要綱（平成21年 6月 日本道路協会）

道路土工－盛土工指針（平成22年 4月 日本道路協会）

道路土工－軟弱地盤対策工指針	(平成24年 8月 日本道路協会)
道路土工－切土工・斜面安定工指針	(平成21年 6月 日本道路協会)
道路土工－擁壁工指針	(平成24年 7月 日本道路協会)
道路土工－カルバート工指針	(平成21年 3月 日本道路協会)
道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年 3月 日本道路協会)
舗装設計施工指針	(平成18年 2月 日本道路協会)
建築基礎構造設計指針	(2019年12月 日本建築学会)
擁壁用透水マット技術マニュアル	(平成 9年 6月 全国宅地擁壁技術協会)
国土交通省制定・土木構造物標準設計	(平成12年 9月 全日本建設技術協会)
防護柵の設置基準・同解説	(令和3年 3月 日本道路協会)
道路標識設置基準・同解説	(令和2年 6月 日本道路協会)
道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月 日本道路協会)
建設省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編	(平成 9年10月 日本河川協会)
国土交通省河川砂防技術基準・同解説 計画編	(平成17年11月 日本河川協会)
建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編 [I]	(平成 9年10月 日本河川協会)
建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編 [II]	(平成 9年10月 日本河川協会)
改訂 解説・河川管理施設等構造令	(平成12年 1月 日本河川協会)
下水道施設計画・設計指針と解説(前編・後編)	(2019年版 日本下水道協会)
下水道排水設備指針と解説	(2016年版 日本下水道協会)
防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	(平成19年 9月 日本河川協会)
雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編	(平成18年 9月 雨水貯留浸透技術協会)
雨水浸透施設技術指針(案)構造・施工・維持管理編	(平成19年 7月 雨水貯留浸透技術協会)
京都市雨水流出抑制施設設置技術基準	(平成17年 8月 京都市)
設計便覧(案)第1編 共通編	(平成24年 4月 近畿地方整備局)
設計便覧(案)第2編 河川編	(平成24年 4月 近畿地方整備局)
設計便覧(案)第3編 道路編	(平成24年 4月 近畿地方整備局)
土木構造物設計ガイドライン、土木構造物設計マニュアル(案)[土木構造物・橋梁編]及び土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編]	(平成11年11月 全日本建設技術協会)
京都市道路認定基準(私有道路等)	(平成29年 4月 京都市)
京都市道路占用許可基準	(令和6年 4月 京都市)

---

昭和 4 7 年	1 月	制定
昭和 5 4 年	3 月	改正
昭和 5 9 年	5 月	改正
昭和 6 2 年	9 月	改正
平成 6 年	6 月	改正
平成 8 年	5 月	改正
平成 1 1 年	1 0 月	改正
平成 2 1 年	3 月	改正
平成 2 4 年	3 月	改正
平成 2 8 年	3 月	改正
平成 3 0 年	5 月	改正
平成 3 1 年	4 月	改正
令和 2 年	7 月	改正
令和 3 年	4 月	改正
令和 4 年	4 月	改正
令和 6 年	6 月	改正
令和 7 年	4 月	改正
令和 8 年	8 月	改正

京都市都市計画局都市景観部開発指導課

---